

令和元年土佐清水市議会定例会 9月会議会議録

第9日（令和元年 9月17日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第10号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第14号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告5件並びに議案第32号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第53号「工事委託協定の変更について」までの議案22件  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 庶務係主事 | 江口舞君 | 主幹 | 津野綾子君 |

主 幹 岡崎 正嗣 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                          |         |                                  |         |
|------------------------------------------|---------|----------------------------------|---------|
| 市 長                                      | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                            | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                   | 戎井 大城 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員       | 沖 比呂志 君 |
| 企 画 財 政 課 長                              | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長                          | 中津 健一 君 |
| 危 機 管 理 課 長                              | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                            | 宮上 眞澄 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                     | 味元 博文 君 | 健 康 推 進 課 長                      | 山下 育 君  |
| 福 祉 事 務 所 長                              | 吉永 敏之 君 | 市 民 課 長                          | 中津 恵子 君 |
| ま ち づ くり 対 策 課 長                         | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                      | 二宮 眞弓 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長       | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                          | 谷崎 清 君  |
| じ ん け ん 課 長                              | 早川 聡 君  | 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長 | 岡田 旭生 君 |
| 収 納 推 進 課 長                              | 西原 貴樹 君 | 教 育 長                            | 弘田 浩三 君 |
| こ ど も 未 来 課 長                            | 伊藤 牧子 君 | 生 涯 学 習 課 長                      | 田村 五鈴 君 |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 亀谷 幸則 君 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長         | 井上 美樹 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                          | 文野 喜文 君 |                                  |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和元年土佐清水市議会定例会9月会議、第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻、欠席者について御報告をいたします。3番 武政健三君、7番 岡本詠君、所用のため遅刻する旨、届け出がありましたので御報告をいたします。

日程第1、市長提出、報告第10号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第14号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告5件並びに議案第32号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」から議案第53号「工事委託協定の変更について」までの議案

2 2 件、計 2 7 件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ、通告による質疑はございません。質疑の方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第 2、ただいまから、一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

8 番 甲藤 眞君。

(8 番 甲藤 眞君発言席)

○8 番(甲藤 眞君) おはようございます。議席番号 8 番、甲藤眞です。

清水を守る、清水を育てるを政治信条として議員活動をさせていただいている、私の政策の 1 つが校前町構想ですが、その一丁目一番地ともいえるのが幼児教育・保育にかかわるものであるということ言うまでもありません。

そこで、一昨年 1 2 月議会の一般質問の中で質問させていただきました。そのとき、本市の保育を支える保育士の皆さんの現状について答弁いただき、臨時職員の比率が四万十市で 2 3 %、宿毛市で 3 2 % に比べ、本市では 5 0 % とかなり高い割合になっていることや、年代構成においての弱い部分について臨時職員採用等でバランスをとっておられたと記憶しております。

また、今後は計画的な保育士採用を行っていく必要があるとの答弁もいただきました。

最近の保育士採用の状況、保育士数の動向について、最近 3 年間の状況についてお聞かせください。こども未来課長、お願いします。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

(こども未来課長 伊藤牧子君自席)

○こども未来課長(伊藤牧子君) お答えいたします。

保育士の採用状況につきましては、平成 2 8 年度は採用なし、平成 2 9 年度 1 名、3 0 年度 5 名、今年度は 3 名の採用となっております。

次に園児数と保育士数、いずれも年度当初数で申しますと、平成 2 8 年、保育園児数 2 2 1 名に対し保育士 4 3 名、平成 2 9 年、保育園児数 2 2 0 名に対し保育士 4 0 名、平成 3 0 年、保育園児数 2 1 9 名に対し保育士 4 1 名となっております。

臨時を含む保育士確保の方策といたしましては、平成 2 8 年度の保育士臨時職員の賃金単価は一律 7, 3 0 0 円としておりましたが、待機児童や勤務している臨時職員の確保も危惧される

中、新規の臨時保育士の申し込みもないことから、当時の臨時職員の確保と新規の応募が期待できるよう臨時保育士の賃金を、平成29年度以降勤務年数に応じて3年未満日額7,500円から通算10年以上の勤務年数では日額8,500円を支給することといたしました。さらに、保育士の採用試験について、市の広報、ホームページへの掲載に加え、県内外の保育士を養成している専門学校、短大、大学、または実習生の受け入れをしている学校へ保育士募集、採用試験要項を送付するなど、広く周知に努めております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

一昨年答弁いただきました以降、保育士採用について、行政として努力いただいていることがわかりました。ありがとうございます。

熱い情熱を持って、幼児教育、保育の世界に飛び込んでこられた保育士として採用された皆さん。中にはインターンシップを経験して保育士を目指す。そんな熱い情熱を持っておられる方々の定着、離職の状況はどのようになっておられるのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

離職の状況につきましては、雇用期間があるにもかかわらず、年度途中で離職された保育士は臨時も含め、平成28年度1名、平成29年度ゼロ、平成30年度1名、今年度1名の計3名でございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 28年度、29年度、30年度3年間の平均で1名ということですね。ありがとうございます。

恐らく、この数字は離職という言葉を非常に厳密に解釈してカウントされたものだと思います。単純に保育の現場を離れた方というような捉え方、例えば臨時職の方が臨時雇用の期間がきて、本来望めば新たな雇用期間に入ることが可能であるにもかかわらず、現場を離れることを決めたり、正職員として採用された方が年度末をもって退職されたりという数字をカウントすると、もう少し数字が上がってくるのではないかと類推されます。そういう方の中に、将来を嘱望されるような若い人材も含まれる可能性がないとは言えないのではないかと感じていま

す。

一昨年私が質問させていただいた当時、保育所施設としては十分な状況ではあるが、保育士数の関係で一定期間待つていただくような形での待機児童が存在するようなことを伺いましたが、最近はどのような状況でしょうか。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

待機児童とは、保育所に入所するために申し込み、入所要件にも該当しているものの、入所できない子供をいいます。全国的に待機児童問題の解消を目指す上で保育士不足は課題の一つとなっており、本市におきましても保育士不足は非常に深刻な問題であります。

今年度当初は、臨時保育士等を配置し、園児全員が入園できましたが、7月、8月にゼロ歳児の入所希望があり、臨時保育士の募集をかけるなど努力をしておりますが、保育士の確保ができず、8月末現在でゼロ歳児のお子様2名が待機児童となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

少子化の進む本市において、本市の持つ産業構造、経済状況の中で、待機児童の問題は大きな問題であると思います。行政努力として、保育士の採用等について一定の努力を続けているように思えるのですが、採用した保育士の方の離職の問題が大きく影を落としていると思われまます。

一昨年も提案させていただきましたが、私が大府市で研修させていただいたときにお話を伺ってきた指導保育士、園長経験者、園長の中から選任され、園長会等にも同席し、求められた場合は助言を行い、よりよい保育の実践に貢献し、またさまざまな保育環境の中で保育士の皆さんのメンタルケアというかメンタルの相談に乗り、保育士の皆さんに十二分にその能力を発揮していただける環境整備に尽力する。そういう立場の方の存在を披露させていただきました。

当時、指導保育士制度というものについては、伺うのは初めてだというようにお話しされ、指導保育士制度について勉強し、導入が可能かどうか検討していきたいというような答弁をいただきましたが、現在、一昨年私が提案させていただいた指導保育士制度的なものについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

一昨年の議員提案の大府市のように、園長経験者の中から指導保育士を選任し、保育研修の計画立案や保育現場のさまざまな環境整備の改善を図り、メンタル面でも相談に乗る指導保育士制度について、私なりに勉強させていただきました。

本市におきまして、これまでの答弁の中でも申しましたが、保育士が不足し待機児童もいる状況で、臨時保育士の募集をかけても申し込んでいただける方がいないという危機感を感じながら保育運営を行っております。それに加え、早期退職者や長期休職をされる方もおり、このような状況が保育士にとっても、子供にとっても最適な保育環境とはいえないと思っております。また、年度当初に面接をした際には、保育士の中には対人とのコミュニケーションの取り方に悩み、不安を抱いているという声もありました。

保育士が不足しているために待機児童が出てくるわけですが、保育士の必要数、つまり配置基準が満たされただけで、離職者や長期休職者がいなくなるかと言われますと、それだけでは解決は難しいと考えております。

今後、離職者を出さない、休職者も出さないためには、施設整備だけでなく、保育士の人材育成への取り組みが喫緊の課題と捉えております。

そこで、議員御提案の指導保育士制度にかわる事業として、保育現場の若手保育士のスキルアップやコミュニケーション能力の向上など、保育実績と経験を持つ保育のプロを保育士支援アドバイザーとして雇用し、各保育園を巡回しながら保育計画の立案やさまざまな課題の改善に向けて、個別の事例も含めた保育業務全般に関する助言・指導など実施しながら、保育士が働きやすい環境への取り組みを進めるため、今9月議会で保育士支援アドバイザーの設置について提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

私が、議席をいただいた一昨年提案させていただいた、指導保育士制度的な形のもので設置される方向であることをお伺いし、本当にうれしく思います。このことが、土佐清水市の保育環境の充実につながることを期待し、本日の私の質問のうち、こども未来課への部分を終わります。こども未来課長ありがとうございました。

続いて、本市が持つ最大の魅力の1つ、基幹産業の1つである観光産業について、私なりの一石を投じさせていただきます。

観光産業は本当に裾野が広く、本市にとっては非常に重要な産業であることは言うまでもあ

りません。しかも、この産業は意図的に、つまり計画的にムーブメントを起こすことが可能な産業であり、そのことが観光産業を戦略産業であると言わしめていることは御承知のとおりであります。

観光産業が活力を取り戻すことが、本市全体に勇気と元気を与えると確信しています。まずは、私個人のレベルでわかる程度のことですが、状況を考察させていただきました。

教育旅行、いわゆる修学旅行に本市は大きなアドバンテージ、強みを持っていると思います。歴史教育的な観点で言えば、本市が大河ドラマ化を目指すジョン万次郎の存在です。

歴史的な功績は私が述べるまでもありませんが、私自身の中でそれまで以上にジョン万に対する認識、評価が変わったのは、2000年の九州・沖縄サミットのときのことであります。姉妹都市スポーツ交流事業の中で行われている教育長杯、ジョン万カップの始球式をクリントン大統領にやっていただくというアイデアが豊見城市のスポーツ少年団、ジョン万を語る会、豊見城市から発案され、サミットの2年ほど前からクリントン大統領にアプローチし、英文の依頼文を作成したりしてクリントン大統領を始球式にという運動をしたわけです。が、そのときに、その文書に対してホワイトハウスのクリントン大統領から非常に丁寧な返信が来たことです。

そして、クリントン大統領に始球式をしていただくことはできませんでしたが、当時の駐日大使であるフォーリー大使に始球式をやっていただき、その後、私と土佐清水の子供たち6人は野球会場から嘉手納の米軍基地で許可されてた多くの方々とともに、クリントン大統領と握手させていただくという貴重な体験をさせていただきました。ジョン万というキーワードがそのことを実現させたのです。

そういう中で、米国におけるジョン万に対する評価の高さというものを実感したことが私がジョン万を再認識、再評価する大きな要因となったわけです。ジョン万という人物を学ぶことで、未来ある子供たち、若者たちにとって大きくプラスになると考えることは自明の理です。教育旅行の題材には最良のもの1つではないでしょうか。

景観という点でいえば、1972年11月26日、日本で26番目の国立公園として誕生した足摺宇和海国立公園があります。その魅力については、私がここでする述べるまでもありません。加えて、公園内には四国霊場第38番札所金剛福寺もあり、宗教的興味のみならず、世界各所にある巡礼文化に興味を持つ、子供に限らず幅広い年代層の人々にアピールが可能ではないでしょうか。

さらに、ジオにはまだ認定されてはいませんが、ジオパーク認定を目指す学術的なアドバンテージ、竜串再開発による海洋館のリニューアルやキャンプ場の整備、教育旅行の題材として最良のものが数多く存在していると思います。

高知県観光コンベンション協会の方とお話してみると、教育旅行誘致事業ということで教育旅行の下見に対する助成を平成29年度、7件35人、平成30年度、7件34人、教育旅行説明会実績を見てみると、平成30年7月26日に大阪で実施されていますが、延べ参加者数で学校関係者が7校9名、現地旅行者が13社40名ということでした。

高知県全域を対象としてこの数字であるということは、スポーツツーリズムに対してはスポーツ部という所管部署をつくっていることと比べれば大きな開きを感じます。しかしながら、そうだからこそ余計に本市においては大きな可能性を感じています。

そこで、観光商工課長にお伺いします。

ここ3年間での本市への教育旅行の状況について、お教えてください。

○議長（永野裕夫君） 答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

ホテル、民宿等の宿泊施設を利用した教育旅行の数値を先にお答えいたします。

平成28年が2校278人、平成29年が1校93人、平成30年はゼロ校です。

これ以外といたしまして、窪津漁協が中心となって民泊による修学旅行を受け入れられておりましたので参考までに申し上げます。なお、皆さん御承知のことと思いますが、これらは全て慶應義塾幼稚舎となっております。

平成28年3月は123人、平成29年3月には109人、平成30年3月には46人、平成31年3月には46人でした。

平成30年からの人数減少の要因は、民泊受け入れが困難になったため、半数が幡多地域内の宿泊施設に分散したようにお聞きしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。私自身、想像していたとおりの数字であります。そんな中、窪津の皆さんに御協力いただいて教育旅行が支えられていたことも今さらながらに理解させていただきました。この数字を伺うと、ますます伸びしろを感じます。

教育旅行に限らず、幡多地域の観光については、幡多広域観光協議会の皆さんがさまざまな形で活動されていることは皆さんも御承知のとおりであります。関西圏、関東圏に対して、幡多を発信していただいております。本当に頭が下がります。

話を教育旅行に戻します。

ところで皆さん、土佐清水市がメインに発信できる地域、沖縄に対してはどうでしょう。随分以前から副読本を作成し、ジョン万を学んでいる姉妹都市豊見城市の存在は、土佐清水市が持つ大きなアドバンテージではないでしょうか。もちろん、沖縄便の空港を持つ松山市と土佐清水市の連携も考えなければならないとは思いますが、ジョン万に限ったことではありません。考えてみると、県、幡多広域の活動にプラスして、土佐清水独自のムーブメントを起こすことが可能な要素が豊富にあります。また、今、教育旅行の形態もさまざまなものがあると伺っています。そのことも踏まえて、教育旅行の誘致について土佐清水市なりの取り組みについて観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほどお答えしました本市への教育旅行の数値でおわかりになりますように、平成27年には最高の13校、3,939人の受け入れがありましたが、その後は減少し、去年は、ついにゼロとなっております。これは行政としても余り積極的に取り組んでこなかったことが要因の1つになっているのではないかと思うところです。

教育旅行における全国的な動向に少し触れさせていただきますと、窪津漁協で受け入れていましたような民泊によるスタイルは、1998年に南信州で始まったようです。現在ではその教育効果の理解も進み、生徒の減少が進行する市場の中にあっても学校教育現場で広く認められるようになり、特に私立学校の参入が増加しているようであります。

先々週7日に、全国ほんもの体験ネットワークという協議会総会が四万十市で開催され、参加してまいりました。この内容について説明させていただきますと、農家や漁師さんの家に泊まる農泊、渚泊といいますが、そこに泊まりながらそれぞれの地域における体験プログラムをつくり、教育旅行や今はインバウンド向けに売り出している団体、これにはNPOや協議会、一般財団法人もありますが、これらの団体で構成されたネットワークです。

このメンバーの方たちの中で、特に教育旅行に特化して活動を広げる組織として全国教育民泊協会を設立されたようでして、民泊による教育旅行の需要が増大する中で他組織との差別化を図りながら、教育効果がより高く、安心安全な受け入れ地を目指していくものです。

この方たちの総会に参加して感じましたことは、今や教育旅行は見たり聞いたり遊ぶだけではなく、その地域の人たちとの交流や生活の体験が求められており、加えて危機管理意識の醸成や安全対策がしっかり図られていることが必要で、一朝一夕ではできない取り組みだと改めて感じたところです。

一方で議員御提言のように、本市にはジョン万次郎という、ほかにはない次代を担う青少年

の健全育成には格好の題材があります。一気に民泊による受け入れというのは少しハードルが高いかなと正直思っておりますが、本市には宿泊施設はあります。宿泊施設利用とあわせた魅力のある教育旅行のメニュー化ができないか旅館組合等に投げかけ、意見をいただきながら、現在、幡多地域全体の窓口となっております幡多広域観光協議会とも連携した取り組みを進めていきます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 幡多広域との連携等は非常に重要なことだと思います。が、その中に土佐清水なりの独自性、土佐清水に光を当てた視点を持っていただくように、さらなる取り組みをお願いいたします。

続いて、県も力を入れているM I C Eについて提案させていただきたいと思います。

私がこのことについて興味を持ったのは、平成24年度第10回四国地域福祉実践セミナー、2日間開催でありましたが、それが土佐清水市で開催されたときのことです。参加費をいただく形でのセミナーに、市外、県外から285名、市内から100名ほど、招待の方も70名ほど、総数で455名ほどの参加を得て開催されたのですが、多くの方が土佐清水市内に宿泊。セミナー初日の夜、開催された懇親会にも多くの方が出席される。それを見たときに、いわゆる観光とは異なるものではあるけれど、交流人口増、観光産業にとっては大きなプラスであることを再認識させていただいて以来のことです。

そこで提案させていただきたいのは、まず1つは海洋館のリニューアルを契機とした海洋生物学的なセミナー、あるいはセミナー的なもの。小学生、中学生、高校生、大学生、一般まで、どの層のものでもアイデア次第で可能なような気がしています。

そして2つ目としては、2022年に50周年を迎える足摺宇和海国立公園に絡めたもの。これについては、2022年を待たなくてもビジターセンターが完成するのにあわせた形でテーマをつくれれば可能な気がしております。

この2つのようなことが開催されれば、教育旅行誘致にもプラスになると考えています。

例えばということで2つ提案させていただきましたが、本市のM I C Eに対する考え方についてお話してください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

まず最初に、M I C Eとは何と思われる方がいらっしゃるかもしれませんので、初めに簡単

に説明をさせていただきたいと思います。

MはMe e t i n gの頭文字のM。意味は企業会議や大会、研修会等の会合を意味します。IはI n c e n t i v e、報奨や研修旅行のことを指します。CはC o n v e n t i o nのC、学会や産業団体等の大規模な会議を指します。EはE x h i b i t i o nやE v e n tのEでありまして、展示会や見本市等のイベントを指します。これらをM I C Eといますが、ビジネストラベルの形態の1つでありまして、一般の観光旅行に比べ消費額が大きいことから、このM I C Eの誘致に力を入れる国、日本の中でもいろんな地域が多くなっております。

このM I C Eは、こちらがセミナーや会議を計画するものではありません。セミナーや会議を計画している会社や団体等に対して、主催者の意図する会議の開催目的やテーマを効果的に実現するために、受け入れ側としてどんな支援を提供できるかが必要で、それをいかにアピールするかも重要だと思っております。

高知県観光コンベンション協会においてもM I C E誘致を推進しており、県内で開催した団体等への補助制度もあり、実績もありますので、今まで誘致した団体等が、どのような条件を求められていたのかも聞きながら調査研究し取り組んでいきたいと思っております。

なお、ことし7月には全国の投資家を会員とする越境会という方々、約100名の皆さんが足摺のホテルを3日間借り切って記念大会を開催、市民の方たちとの交流もされたところです。これはきっかけは高知県東京事務所ではありましたが、それ以降、前任の倉松課長が計画とかを親切といいますか、懇切丁寧に対応されたから実現されたものです。この方たちはひと晩は市街地で大懇親会が行われまして、市長、議長も歓迎の御挨拶にお伺いし、大変喜ばれておりました。大きな経済的効果があったのではないかと思っております。

また、全国市長会の中に国立公園関係都市協議会というのがありまして、現在全国で90市が参画、泥谷市長が理事に就任されております。ことしの総会は鳥取市で開催、出席されておりましたが、そのとき、ぜひ土佐清水市で総会開催をと意見されたらと全国市長会事務局の方からお聞きしております。これもM I C E誘致になるのではないかと思います。

甲藤議員から多くの提案をいただきましたので、それらの提言も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

ただいまの答弁をお伺いして、本当にちょっとうれしく思います。国立公園関係都市協議会でのお話を伺って、本当にうれしく思っています。

MICE誘致については、土佐清水市という名前がグローバルな形で発信されていきます。本市の認知度がさまざまな分野で上昇していく可能性があります。大きな期待感を持って、今後のさらなる取り組みをお願いし、本日の私の観光商工課への質問を終わります。ありがとうございました。

続いて、企画財政課長に交通施策により、高齢者の皆さんに生き生きと輝きながら活動的に生活していただく、そのことで内需の改善を図る。そういう思いで提案をさせていただこうと思います。

私は土佐清水市本町で生まれ、65年間ずっと本町で暮らせていただいています。言いかねれば、65年ずっと町の様子を見てまいりました。皆さんも御存じのように、今年7月31日での高齢化率48.1%というように、少子高齢化が進行し、人口減少が続いています。

人口減少に起因する部分は多いとは思いますが、内需の縮小が続いています。何十年も営業されてきた事業所、商店等が営業をやめられている現状を見るにつけ、内需を少しでも改善する方法論について考えていかなければならないし、行動しなければならぬということで、私自身模索しているところです。

さて、42億7,996万5,682円。この数字、何だと思われませんか。これは、市民課で教えていただいた、平成30年度に土佐清水市の6,683人の皆さんが受給いただいた国民年金の総額です。土佐清水市の皆さんの平成29年度中の年金収入総額について税務課で伺ってみると、国民年金、厚生年金の総額64億195万6,789円、共済組合が10億193万9,798円。等々、総計で年金収入というか、そういうのが総計で75億7,728万9,861円ということでした。間違いなく、これが土佐清水市の内需を支える大きな要素であると思います。つまり、高齢者の皆さんの消費行動が土佐清水の内需を支える大きな力になっているのです。

ところで、本市の年金受給者の状況としては国民年金だけの方も多く、決して多くはない年金収入での日々を過ごしておられます。こういう状況を考えたとき、高齢者の皆さんのお力を借りた内需改善の方策の1つとして、交通施策について1つの提案をさせていただきたいと考えたわけです。

交通施策については、主にデマンド交通についてさまざま研究、検討、実施されていますが、私は路線バスについて私なりの提案をさせていただきたいのです。

一昨年、議席をいただいてから私なりに学ばせていただいているのですが、そこでわかったのですが、最近特に高齢ドライバーの免許返納が言われていますが、免許返納に取り組み、さまざまな施策に取り組んだのは少なくとも県内では本市がトップであったように思います。特筆すべきは、これは幡多圏内の皆さんが恩恵を受けておりますが、免許返納者が購入可能な特

別な定期、何と1カ月5,000円で西南交通の路線バス乗り放題の定期券販売を提案、実現させていることです。そのほかにも本市が提案して、中村駅からけんみん病院へのピストン運行の研究検討会、数年前までそういうものが存在していたり、とにかく本市の発案力は他市町村に先んじていると私は思っています。

そのような一歩先、半歩先に行く施策を打ち出した土佐清水市で提案したい交通施策は、高齢者の方が路線バスを利用するに当たって、西南交通のバスですよね、今ここに運行している。乗車料金を土佐清水市内全部、一元をワンコイン。つまり100円で利用できるようにしてはどうかというものです。

路線バスの停留所紹介のアナウンスでパルを紹介するときに、ジョン万のふるさと土佐清水市の中心はこちらですというように紹介されるのがパルなので、少しパルを中心にお話しさせていただくと、西は脇ノ川からパルまでの料金が900円、足摺からパルまでが800円、四万十市方面では市野瀬からパルまでが800円という乗車料金がかかります。これをどこからどこまで乗っても100円で乗れるような制度設計ができないだろうか。そして、ここがポイントですが、市外へ出た場合は現在の料金どおり。全く土佐清水ファーストな交通施策。交通はトラフィックというので、土佐清水ファーストなトラフィックでTFT構想であります、例えばパルから中村駅までは1,400円かかるのですが、市内一元は100円。市外へは通常の料金どおり。路線バスの路線数をふやすのではなく、現在の運行時刻表で運行していただければよいので、バス事業者の負担が極端にふえるわけではないと思います。

伺うと、路線バス事業者に対して、西南交通に対してですが、県は約6,000万円ほど、路線維持に5,203万円、車両償却費に845万円という形での補助金を出しています。本市もそれを基準にしたような形での路線維持のための補助金を負担しているようです。

この補助金の額については算定様式があるようですが、こういう仕組みをつくることで補助金負担額がそうは大きく変動しないのではないかと考えております。こういう仕組みができれば、市内の高齢者の皆さんが、より活動的、行動的になり、いわゆる元気高齢者をふやし、そのことが市内のさまざまな部分で内需を支え、減少傾向にある内需の改善につながるのではないかと思います。そしてまた、昨今、かまびすしく言われている高齢運転者の免許返納についても一役買うのではないかと考えます。

私の政治的公約の1つが福祉の充実、地域活性化であり、その中に清水型バリアフリー構想を企画推進しますというものがああります。構想具体化に向けて、まずは乗車料金という経済的バリアを軽減したいと考えたものですが、常日ごろ土佐清水市の公共交通が抱えるさまざまな問題に対して御腐心されている企画財政課長に、私のこの提案に対して御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

まず、本市の路線バスの運行状況と、高齢者の免許返納の状況について、少しお話をさせていただきます。

現在、本市を運行している路線バスは、西南交通が、中浜・大浜経由で中村から足摺、また清水から大月・宿毛までを運行する路線と、窪津経由で足摺から清水までを運行する路線があるほか、下川口、三崎、下ノ加江地区におきましては、市内の交通事業者2社によりまして、基本的に幹線まで運行するデマンドバスがあり、これらの路線維持に昨年、平成30年度につきましては、約5,600万円を補助金として支出しております。

また、免許返納者については、近年、高齢ドライバーによる交通事故が多発している影響からか、平成28年度までは年間20人から40人であったのが、平成29年度には73人、平成30年度は82人で、ここ数年で倍増している状況で、免許返納者には、毎年、年間6,000円のバス・タクシーチケットを交付し、支援を行っているところであります。

甲藤議員御提案の、高齢者は100円で市内バス乗り放題についてであります。そうならば利用者はふえると思いますし、高齢者の方も外へ出る機会がふえると思いますが、特に西南交通が運行する路線バスにつきましては、運行区間が本市だけではなくて、四万十市、宿毛市、大月町にまたがっているため、本市だけがこういう制度を導入した場合に、市町村ごとに算定されているバス事業者への運行補助金はどうなるのか、また対象者の確認方法をどうするのかなどの問題があります。先ほど甲藤議員からも少し話がありましたが、現在、西南交通では免許返納者に対し、1カ月5,000円でバス乗り放題の定期券を販売していますが、これを免許返納者に限定せず、対象者を高齢者全員に拡充する方法のほうが利用者にとっては有効で、支障なく実施できるのではないかとこのように考えております。

いずれにいたしましても、市の負担がどれだけふえるのかなどの試算を行いながら実施が可能なのかどうか、今後、交通事業者等と協議するとともに、他の市町村の事例なども研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 御答弁ありがとうございます。

交通施策は大変難しい問題であり、人口減に悩む過疎地においては永遠のテーマとも言えます。繰り返しになりますが、本日、私は土佐清水市の内需を改善する方策の1つとして提案さ

せていただきました。高齢者の路線バス料金を土佐清水市内全て100円に、市外へ出た場合は現状の料金。そうすることでお買い物は市内というスタイルが定着するのではないか。内需の減少を軽減、改善できるのではないかという思いで質問させていただいたのですが、越えなければならないハードルについても理解できました。

しかし、このハードルを乗り越えることが本市が高齢者の皆さんに生き生きと暮らしていただける魅力ある町になる要因の1つであると思います。5,000円の定期券のお話も出ましたが、月額6万円ほどの国民年金収入で考えてみると12分の1に当たります。月収24万円の現役世代の方の12分の1といえば2万円です。そう考えてみると、5,000円というのは高齢者の皆さんには非常に大きな金額と言えます。そういう部分も考慮いただきながら、内需を改善する方法の1つとして、そして高齢者の皆さんが生き生きと活動的になる方法論の1つとして、交通施策を研究、検討していただくことをお願いして、企画財政課への私の質問を終わるとともに、本日の私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

午前10時59分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 新風会、弘田条でございます。よろしく願いいたします。

昨日は市街地の敬老会に音響で参加をしております、市長初め、ほかにもたくさん来賓の方も参加されて非常に皆さん元気で和やかに敬老会が行われました。皆様、本当に元気で頑張っていたきたいというふうに考えております。

早速、質問のほうに入らせてもらいますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、太陽光発電施設についてであります。まずですね、市にいろんな太陽光の施設が設置されましたけども、各施設の実績などについてお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に市役所の発電実績についてですが、ここの東側に屋上があって、そこにパネルがついておりますが、その太陽光発電についてであります。最初に総務課長に市役所の発電についてお聞きしたいと思います。まず最初に発電システムについてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 中津健一君自席)

○総務課長(中津健一君) お答えいたします。

市役所庁舎屋上に設置しております太陽光発電施設は、発電出力は30キロワットであります。以上であります。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 続きまして、平成30年度までの発電実績についてお願いいたします。

(総務課長 中津健一君自席)

○総務課長(中津健一君) お答えいたします。

市役所庁舎屋上に設置しております太陽光発電設備は、平成23年1月に完成し、発電と集計を行っておりますが、平成26年7月から平成29年4月までの間は、市庁舎の耐震工事等により集計用パソコンを外していたため、発電は行われていたものの集計ができておりません。

集計ができております発電量につきまして年度ごとに申し上げますと、平成22年度7,599キロワットアワー、23年度3万2,828キロワットアワー、24年度3万4,092キロワットアワー、25年度3万3,313キロワットアワー、26年度1万425キロワットアワー、29年度2万9,315キロワットアワー、30年度3万4,154キロワットアワー、合計で18万1,726キロワットアワー、月平均2,839キロワットアワーとなっております。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) この太陽光で発電した電気は、どのように利用されているかお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 総務課長。

(総務課長 中津健一君自席)

○総務課長(中津健一君) お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、発電開始以来の発電実績は、月平均2,839キロワットアワーとなっております。集計ができていない期間においても同様に発電していたものとして積算をいたしますと、合計28万1,061キロワットアワーの発電量となり、全て庁舎内の照明や空調等において自己消費をしております。

以上であります。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番（弘田 条君） 自己消費によりまして、どれぐらいの、いわば先に電気を消費して、その分は電気代が要らないというような施設だというお答えだったと思いますけども、この自己消費によりまして、どれぐらい電気代が縮小されたかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

庁舎で使用しております電力量料金は500キロワット以上の高圧電力での算定となっており、現在の料金設定であります1キロワットアワー当たり15円をもとに、これまでの発電量で試算いたしますと、総計で421万5,915円の電気料が削減されたこととなります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） この太陽光が設置されたときのですね、補助事業名とか工事費に対するの補助金額についてをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

市庁舎太陽光発電設備の補助事業名は、平成22年度地域新エネルギー等導入促進対策費補助金土佐清水市庁舎太陽光発電設備設置事業であり、工事費は2,903万4,285円、うち補助金額は1,200万円となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 総務課長、どうもありがとうございました。

続きまして、こども未来課長に清水中学校ときらら保育園のほう、尋ねてまいります。

まず、清水中学校の太陽光について、まず発電出力からお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

清水中学校太陽光発電の発電出力につきましては、60キロワットで、パネルを屋根に取りつける形ではなく、屋根への負担が少なく雨漏りのリスクも軽減される屋根一体型の設置をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 平成30年度までの発電実績についてをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

平成25年4月から令和元年8月までの総発電量で申しますと、44万4,390キロワットアワーとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 清水中の場合は売電も行いますが、売電による収入もありますし、それから最初には自分ところの必要な電気を使って自己消費ということで、この2つをプラスしてですね、電気代が縮小されると思いますので、その電気代がどれだけ縮小されたかをお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

平成25年度からの総売電量9万8,945キロワットアワーに対し、総売電額347万1,760円の年間54万1,000円程度の売電額となります。

また、中学校太陽光発電自己消費量は34万5,445キロワットアワー。これを自校の消費電気代に換算しますと518万1,675円、年間平均80万8,000円弱となります。

これに対し、年間必要とする電気料は405万2,993円となりますが、売電額54万1,000円と自己で発電した80万8,000円の計134万6,000円が縮小されることになり、中学校での電気料の自給率は33.2%となります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 33.2%を自己消費で売電額で補うということが大変大きな役割が果たしているということがわかりました。ありがとうございます。

続きまして、同じくこども未来課長に、今度はきらら清水保育園の発電実績についてをお聞

きします。

まず、発電システムについてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

さらら清水保育園太陽光発電の発電出力につきましては40キロワットで、清水中学校同様、屋根への負担が少ない屋根一体型を設置しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 同じく平成30年度までの発電の実績についてをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

平成27年4月から令和元年8月までの総発電量は20万5,935キロワットアワーとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 先ほどの清水中と同じですけれども、売電額や自己消費によってどれぐらい電気代が縮小されたかお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

平成27年度からの総売電量5万6,536キロワットアワーに対し、総売電額195万3,857円の年間44万3,000円程度の売電額となります。

また、太陽光発電自己消費量は14万9,399キロワットアワー。これを保育所の消費電気代に換算しますと224万985円、年間平均50万8,000円弱となります。

これに対し、年間必要とする電気代は274万7,000円となりますが、売電額44万3,000円と自己で発電した50万8,000円の計95万円が縮小されたことになり、保育所での電気料の自給率は34.58%となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） きらら清水保育園のほうも34.5%を補っているということで、大変役に立っていることがわかりました。ありがとうございました。

続きまして、生涯学習課長に質問をいたします。

今度は市民体育館の発電実績についてであります。発電出力からお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

市民体育館敷地ののり面に設置しております太陽光発電システムの発電出力は、15キロワットとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 平成30年度までの発電実績についてをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

過去発電量の実績は、平成27年度1万2,954キロワットアワー、平成28年度1万8,865キロワットアワー、平成29年度2万4,607キロワットアワー、平成30年度2万2,98キロワットアワーとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 同じくですね、この太陽光発電について、どのように利用されているかをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

市民体育館に設置している太陽光発電システム等は災害時の電源を確保するために設置されたもので、これに合わせて非常用照明としてLEDの器具の設置や避難用コンセント、蓄電池なども設置しております。照明器具がLED化されたことにより、ランニングコストも抑えら

れ、通常時においては発電した電気は全て市民体育館で自己消費しておりまして、電気料金の削減にもなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 自己消費によりですね、どれぐらい電気代が縮小されたかをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

過去3年間の発電量で計算すると、平均して年間で約31万8,000円程度の電気料の削減となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最後にですね、この補助事業名や工事費に対しての補助金額についてをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

高知県グリーンニューディール基金を活用した、高知県再生可能エネルギー等導入推進事業の補助を受けて事業実施をしております。

補助金額につきましては、太陽光発電設備や蓄電池の設置については10分の10、高効率照明LEDの設置については3分の2の補助で、設計額を含む総事業費3,414万9,600円のうち、2,814万3,000円の補助額となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 生涯学習課長、ありがとうございました。

最後に、太田・中浜発電所の発電実績について、市民課長よろしくをお願いいたします。

まずですね、2カ所合計の発電出力についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

太田発電所が990キロワット、中浜発電所が750キロワットで、合計1,740キロワットとなっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 平成30年度までの発電実績と売電額についてをお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

太田発電所は平成26年5月から、中浜発電所は同年10月から発電開始となっておりますので、それ以降、平成30年度までの5年間の発電量と売電額をお答えいたします。

平成26年度138万7,155キロワットアワー、5,992万5,088円。平成27年度216万6,742キロワットアワー、9,360万3,246円。平成28年度219万4,404キロワットアワー、9,406万6,477円。平成29年度228万4,933キロワットアワー、9,851万7,290円。平成30年度224万6,032キロワットアワー、9,702万8,572円となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 大体、これらっと見たら年間で9,400万円ぐらいになっているかと思います。参考までに過去の中で、1カ月間で一番売電料の高かった日とですね。それから一年間で一番最高の、先ほども答えましたけど。その2点についてをお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

1カ月の最高発電量と売電額は、平成31年4月が一番高く、27万4,493キロワットアワー、1,168万3,396円で、年間では平成29年度が一番高く228万4,933キロワットアワー、9,851万7,209円となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 平成30年度までの基金、ずっとこれを基金にしていたので、基金額をお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

基金額は、平成30年度に901万1,000円を積み立て、現在は2億47万5,735円となっています。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 基金も2億円を超したということになったようです。

太田と中浜にパネルがいっぱいついていますが、例えばパネルが割れたりとかですね、これまでにそういった事故について、大きな事故はなかったでしょうかね。市民課長お願いします。

○議長(永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

大きな事故は発生しておりませんが、平成27年度に太田発電所でパネル1枚の破損、平成30年度には太田・中浜両発電所でパネル各1枚の破損事故がありまして、早急に新しいパネルと取りかえをいたしました。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番 弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 最後の質問になります。

この基金を利用して、市の一般会計で支出したと思いますけども、どのような支出をしたのか教えていただきたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 市民課長。

(市民課長 中津恵子君自席)

○市民課長(中津恵子君) お答えいたします。

太陽光の売電収入を活用し、地球温暖化防止対策としまして、各地区の防犯灯をLEDライトへ取りかえ、または新設することへの補助事業や家庭用の太陽光パネル設置に対する補助事業を実施しています。

また、市役所庁内の蛍光灯など照明器具を平成30年度には28台、令和元年度には36台をLEDライトに交換し、平成27年度に電気自動車3台、令和元年度にはハイブリッド車1台を購入しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） いろいろな照明器具とかですね、ハイブリッド車買ったり電気自動車買ったりですね、いろいろ売り上げで省エネに消費されているということがわかりましたので、ありがたいことだと思っておりますので、市民課長ありがとうございました。

続きまして、2番の省エネについてをお伺いしたいと思います。

まずですね、総務課長にお聞きしますが、地球温暖化対策実行推進委員会についてであります、会議の目的や実施状況についてをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

土佐清水市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所施設の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などにかかわる取り組みを推進し、温室効果ガス排出の削減を目的に土佐清水市地球温暖化対策実行計画を策定しております。

土佐清水市地球温暖化対策実行計画推進委員会は、本実施計画を総合的かつ効率的に取り組むため、委員長に副市長、委員に施設管理を行っている部署の課長補佐で組織し、毎年、実施状況の点検や必要に応じた計画の見直しなどを行っております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） この推進委員会で、この会議をした中で、どのような目標が挙げられたかを教えていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

本市では、平成25年度を基準に温室効果ガス、主に二酸化炭素の排出量を令和12年度までに26%削減する国の方針に基づき、令和4年度までにガソリン等石油類、LPガス、電気の消費量を4%削減し、二酸化炭素排出量の抑制を目標としております。

具体的な取り組みといたしましては、空調温度の適正化、OA機器や照明の小まめな電源遮断、両面コピーや裏面利用の徹底、照明器具のLED化等による省電力化を初め、電気自動車やハイブリッドカーの導入などを行っているところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 続きまして、同じ総務課長にお聞きいたしますが、電気自動車についてであります。

電気自動車につきまして、使い勝手とかですね、それからガソリン代がどれだけ減ったかとか、車検についてはどうかと。ふだんの車と変わったことはないかとか、そこら辺についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

現在、市役所には、平成27年7月に購入した電気自動車を3台所有しており、8月末現在における総走行距離は、8万7,442キロとなっております。

電気自動車は動力源がガソリン等の化石燃料でなく、電気であることから、ガソリン車と比較して試算いたしますと、ガソリン代は約55万4,000円、二酸化炭素排出量では約1万500キログラムの削減となっており、車検を含め、法定点検時に際してはエンジンオイルの交換は不要となっております。

利用に当たって、音は発進に悩むほど静寂であり、また充電走行距離が150キロとなっており、市内や四万十市等への走行には支障はないところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 特にこの電気自動車、今3台なんですけど、もう少しね、充電スペース等の問題もあるかもしれませんが、ぜひふやしてもらいたいと思いますが、総務課長いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

電気自動車につきましては、充電走行距離や価格、また充電スペースなどの課題はあります

が、ガソリン等の化石燃料を必要としないことから走行中の二酸化炭素排出量がゼロであるため、市が策定しております地球温暖化対策実行計画の目標達成に向け、必要な取り組みであると認識をしております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 総務課長の温かい御回答をいただきまして、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次にですね、生涯学習課長にお聞きしたいと思います。

浦尻運動公園の夜間照明はLED化にしてですね、かなりの省エネ実績があったと思います。済みません、自分も担当はしててからになるということで、その後、どうなったかわからなくて実際どうなったかということをお聞きしたいと思います。まず浦尻のLED化についてですね、工事の内容はどんな内容だったかを生涯学習課長、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

浦尻運動公園夜間照明の工事内容につきましては、照明機器の経年劣化や維持管理費用の抑制のため、平成29年度にスポーツ振興くじ助成金を活用し実施されたもので、夜間照明水銀灯70灯の撤去を行い、高輝度照明LED36灯を設置しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） この施設について、以前と比べてどんだけ電気代や委託料、修繕料が削減されたかをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

高圧電気から低圧電気へ変更となったことにより、これまで年間約14万円ほどかかっていた保守点検業務委託料が必要なくなったことや、高層車を利用した電球の取りかえ費用が必要なくなるなど、電気料金と合わせると年間約130万円の削減となっており、省エネ効果が期待できるとともに、経費の節減につながっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） トータルで年間で130万円というのがすごい大きい削減につながったのではないかと考えていますので、非常によかったというふうに思っています。

例えば保育園とか学校などの市のLED化についてですけれども、まだ照明器具がLED化となっている施設がありますが、省エネや管理面も含めて、オールLED化を目指して取り組んでほしいと思っています。

市役所も平成25年度の耐震工事と合わせて、ほとんどがLED化となって明るく省エネ化がされて、この議場もそうですけれども、以前と比べたらかなり明るくなって使い勝手もよいし、球も切れないというようなことが実現されたというふうになっています。それから保育所や学校での照明不足の部屋もありました。特に保育園のホールなど高い場所ではですね、なかなか保育士さんらが蛍光灯を取りかえるのが大変でして、LEDになると切れることがありませんので、そういった管理面にも有効ではないかというふうに思っています。

また、学校の体育館につきましても、結構まだ水銀灯のところが多いんですけれども、なかなか球を切れたらかえるのが大変でして、球も4つ切れんとかえられんというようなこともあってですね、それである学校の校長先生が、あすの卒業式は暗い中でせないかんみたいな、そういったことも過去にはあったんですけども、ぜひまたそういった省エネ化についてはですね、推進してもらいたいと思いますが、最後に施設の省エネについて、市長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど来、総務課長・生涯学習課長より答弁のあったとおり、大変省エネ化というのは進んでいると感じているところであります。

土佐清水市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所施設の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などにかかわる取り組みを推進しているところでありますが、今後におきましても土佐清水市地球温暖化対策実行計画、これに基づいて目標が達成できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次にですね、3点目の今ノ山の風力発電についてをお聞きしたいと思っております。

6月の高知新聞にですね、今ノ山に日本最大級の風力発電ができるというようなニュースがありました。そしてその後ですね、その関係で絶滅危惧種のクマタカについても配慮が必要というような、そういった記事も載ってはいたんですけども、その後、実際にどのような状態になっているか、市民課長にお聞きしたいと思いますが、まず現在の状況について市民課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

ことし3月に、関西電力より今ノ山風力発電の事業をジャパンウィンドエンジニアリングに引き継ぐとの通知があり、4月にはその事業者より本市にも計画段階環境配慮書の公表がありました。

6月5日には、県において、その配慮書の内容について審査会が開かれ、植生や災害面の影響を慎重に検討するよう求める指摘が出たと高知新聞に掲載されております。

工事の着工までにはさまざまな手続や国の審査がありますが、現在は事業者より環境影響評価方法書の縦覧場所の提供依頼がありまして、市民課環境室のカウンターにおいて、10月4日まで縦覧できるようになっております。

また、9月20日には、三崎において住民説明会を開催すると聞いております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 10月20日の説明会には、できるだけ私も参加して勉強したいと思っています。

この発電所ですね、規模とか配置場所について、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

規模につきましては1基当たりの最大出力が5,500キロワットの風力発電機36基、全体の最大出力が19万8,000キロワットとなり、また設置場所につきましては、今ノ山近辺の土佐清水市と三原村の行政界周辺となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 多分、198メガワット、合ってますかね。19万8,000であっていますかね。合っていますね、失礼しました、済みません。メガワットでいうと198メガワットということになります。

申請や工事期間、先ほども今の現状でもお聞きしたんですけども、今ね、配慮書を縦覧期間中ということもお聞きしましたが、それも含めてですね、申請とか工事期間など、わかる範囲で、また市民課長にお尋ねします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

事業者からいただいております工程表によりますと、現在も環境アセスメントを実施中であり、今後、国に対してまず準備書、次に評価書と2段階の届け出をし、審査を受け、評価書の確定の後、工事計画の申請をし認可を受ければ工事等に着工となり、全ての工事が終了し発電事業が開始されるのが令和7年2月の予定となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） この風力発電で心配されるのは風力発電本体から出る騒音で、結構重低音といいたいでしょうか、結構それも心配やということもお聞きしていますが、その騒音の問題などはないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

方法書によりますと、風力発電機から一番近い住宅までの距離が約1.2キロメートル、三崎小学校等施設までが約4キロメートルとなっております。

事業者は今後、騒音及び超低周波音に係る影響を適切に把握するため、現地調査を踏まえた、より詳細な調査を実施し、風力発電機の配置等及び環境保全措置を検討することにより環境への影響を回避または低減できるよう留意していくとのことであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 近くにあつて、ちょっとでも影響するようなのがあつたら、それはもう市としてもですね、その分はやめてもらって、そこら辺の打ち合わせはしてもらいたいとい

うふうに思います。

再生可能エネルギーの太陽光や風力を利用するクリーンな発電でありまして、固定資産税の収入も見込まれ、大変有意義な事業であると私は考えています。また、火力発電所ではですね、化石燃料を利用してや、原発についてはですね、3.11での大災害でもありましたように、とてつもない大事故ともなったこともありました。再生可能エネルギーをふやしていくことも大事なことであるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、最後に市長にですね、今ノ山の風力発電について、どう考えているかお伺ひするところであり

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、市民課長より答弁があったとおり、工事の着工までにはさまざまなこれから手続が、それから国の審査があると思っております。

特に、やはりこの騒音、それから超低周波音に係る影響、こういったものが懸念されておりますので、ぜひ県からもですね、市の関係自治体のほうへ意見聴取を求められる、こういう段取りになりますので、その際には隣接する三原村とも情報を共有しながら環境への影響の回避、こういったものを最優先に検討していただくよう意見書を提出したいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうも市長、ありがとうございました。風力発電については終わります。

4点目の文化財、その保護と活用についてということで、今度また生涯学習課長、教育長にお聞きしたいと思います。

まず1点目のですね、国指定の吉福邸でありますけども、平成11年に国の指定となりまして、土佐清水市で唯一の国の重要文化財と。当時は宿毛の林邸とも競合したということもお聞きしておりますが、最初のうちは利用もされてですね、私も放課後子ども教室などで連れて行って地元の人たちに説明聞いたりですね、活用もされていたんですけども、最近はまだもう門も閉まって人も入れん。それと建物も屋根らが傷んだりですね、いろいろ直さんといかんところ、そういうことはお聞きしているところなんですけれども、この今の吉福邸のですね、現状についてを生涯学習課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

本家屋は、文化財保護法第27条第1項の規定により、母家・納屋・釜屋・門屋の4棟が平成11年5月に国重要文化財として指定を受けました。吉福家は、初代吉福嘉太郎氏が廻船業によって蓄財し、繁栄した家系であり、その子二代目嘉太郎氏がこれらの資本をもとに、自宅として明治33年ごろに建築したのですが、建築から119年の歳月が過ぎ、屋根のたるみや瓦のずれ、部分的にシロアリの侵入が見られています。

指定当初は、管理団体として松尾さえずり会が結成され、歴史学習や観光資源に活用されたり、経済産業省の補助事業を受け、特産品や郷土料理の提供が行われるなど地域活性化の拠点として機能しておりました。

しかしながら、管理団体であった松尾さえずり会のリーダーの転出や構成メンバーの高齢化により、次第に活動できない状態となり、門が閉ざされ、戸も閉められていることが多くなっていき、このことが家屋を老朽化させる大きな要因となっております。

平成19年5月にシロアリ駆除、平成20年8月には釜屋棟の軒部分の修繕に、県・市・所有者がそれぞれ3分の1を負担し、駆除や修繕を行っております。文化財保護指導員による年2回の巡視もあり、その都度、県・市教育委員会へ現状報告がされております。重要文化財建造物ではありますが、個人所有の建造物でもあり、所有者の意向を踏まえて対応するため、これまで有効な手だてをとることができませんでした。

管理団体もいなくなり、建物の老朽化が進み、瓦が剥落した場所や近隣に剥落する可能性も発生したため、県文化財担当者・県文化財審議委員・所有者・市文化財担当者により、現地確認を行い、緊急な応急修理をする必要があることを共通認識いたしました。

その結果、釜屋棟の軒部分、門屋棟の屋根瓦の剥落部分、納屋棟の南西側の屋根部分の3カ所を所有者負担により、今年9日から3日間で修理を行いました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今月修理を行ったということで、わかりました。

続きまして教育長にですね、また吉福邸について今後どう活用していくかをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先ほど生涯学習課長の答弁でもありましたように、これまで地元のさえずり会を中心に管理

され、歴史学習や観光資源として活用されてきた経緯がありますが、集落全体が高齢化・過疎化に直面し、これらを活性させていくことが難しい状況になっているのが現状です。

松尾地区には松尾天満宮の回り舞台・旦那さんの墓・唐人駄場などの歴史景観が残存し、エメラルドグリーンのエビガウド、アコウの大樹などの美しい自然景観も広がっております。これら点在する地域資源を活用することは地域活性化にとって極めて重要であり、その中心施設として吉福家住宅を位置づける必要があります。

現在、本市が取り組んでいるジオパーク推進のジオパーク構成要素の1つに、文化や歴史などのカルチュラルサイトがあります。吉福住宅は明治33年に建築された近代の建物ではありますが、近世中期から後期に活躍した鼻前廻船商人の繁栄の名残を汲む唯一の家屋であり、高知近代建築の傑作とされています。まさにカルチュラルサイトの象徴的建物であります。

10月末にこの施設を活用して、ジオガイドの会の研修会を実施する予定があるとお聞きしております。本市が取り組んでいるジオパークの推進の拠点として、本建物を有効に活用できたらと考えております。そのためにも建物の抜本的な修理をしていく必要がありますが、所有者にとって修理費用の負担は経済的に大きく、これ以上負担することは望んでおられない現状も伺っております。

まずは市文化財審議会に諮問し、将来的な保存と活用について御意見をお聞きし、市の保存・活用についての方向性を定める必要があります。県と連携を図りながら所有者とじっくり協議を行い、長期的な保存と活用について取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうも教育長、ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、真念庵についてであります。最近の新聞にもですね、建物建てかえであったりですね、それから市の指定文化財にもという話題もあったのですが、この現状について生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

土佐清水市下ノ加江、市野瀬地区に所在している真念庵は、近世前期に今でいう遍路道のガイドブック四国遍路道指南を刊行し、四国遍路の父と言われた高野聖・真念によって建立された大師堂で、境内には四国八十八カ所の写し霊場の石造物が配置され、近世から受け継がれて

きた遍路文化とそれを陰で支えてきた地区住民の思いが重なり、独自の歴史景観が広がっております。

真念庵は屋根部分のスレートがさびて雨漏りの危険があるなど、老朽化がここ数年顕著になってきておりました。堂中にある大師像や地蔵菩薩像、位牌など貴重な文化財を保護するため、ことし1月の市野瀬地区総会で沖上区長を中心に堂舎建てかえの実行委員会が組織され、勧進活動を展開してまいりました。

高知新聞記事に浄財を募る記事が掲載され、その支援は全国に広がり、予定金額を超え、本年度中に堂舎建てかえが行われることとなりました。

7月に立ち会い調査を実施して、境内の掘削部分に遺構や埋蔵文化財などがいないか確認や堂舎で大師像などを金剛福寺に一時移設するため、金剛福寺副住職により法要が行われ、市文化財審議会会長及び市文化財担当職員立ち会いのもと大師像などを移設いたしました。

8月5日には、定例教育委員会にて、市文化財審議会から答申のあった真念庵が市史跡に登録され、堂舎内の仏像などの所蔵物や境内の石造物など一式が当市の登録文化財となりました。また、8月末に地鎮祭を行い、現在基礎工事も終わり、本年12月までに建てかえが完了する見込みであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

同じく生涯学習課長に、またこの真念庵についての今後の活用方法についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

真念庵は38番霊場金剛福寺と39番延光寺の中継地点にあり、四国遍路において打ち戻りの重要な番外札所であり、全国的に注目されている場所でもあります。

真念庵から水車に下る遍路道には、途中道沿いに遍路墓が所在し、当時の遍路道とその景観がそのまま現存しております。また、以布利から窪津にかけての遍路道も海を臨みながら潮風がかおる風情ある情景が広がっております。

本市としても、遍路文化についての学習や遍路道の現地学習を重ねて、中央公民館の市民教養講座として取り上げるなど、歴史・文化の学習を展開していきたいと考えております。

本市域の遍路道は県文化財課や文化庁も注目しており、将来的に国の史跡として登録される

可能性もあり、ジオパーク推進活動ともあわせて地域活性化策として、その活用を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 生涯学習課長、どうもありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後に大きな5点目の防犯灯設置補助事業についてであります。かなりのところが、もう20ワットの蛍光灯からLEDに変わってきたと思いますが、この補助実績について、市民課長、またよろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

平成29年度までは、まちづくり対策課がすみよいまちづくり事業として実施しておりましたが、平成30年度より太陽光売電収入を活用し、再生可能エネルギー事業利活用補助金として要望のある地区へ防犯灯のLEDへの取りかえや新設に対して補助を行っております。

実績でございますが、平成27年度が8地区、平成28年度が15地区、平成29年度が13地区、平成30年度が10地区となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今年度もまた補助をする実施地区もあると思いますけれども、ことしの予定についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

今年度につきましては、昨年度の調査で11地区から要望があり、現在5地区が実施済みとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最後の質問であります。

平成29年度にですね、私の地元、斧積、斧積ばかり出ますが済みません。補助制度を利用してですね、防犯灯を蛍光灯からLEDに取りかえすることができました。もちろん明るくなりまして、蛍光灯の消耗品費や球切れのときにはですね、業者に依頼せんといかん。自分でもできるんですけども、業者に依頼しなくてはなりません、修繕料も費用もかかっていましたが、これが不要になってまいりました。また、1灯当たりの電気代が蛍光灯の場合ですと月に約ですけども300円ほどかかっていたのがですね、LEDに変わってからは150円ということで、やっぱり約半分になりました。斧積の場合ですと、20灯程度かえましたので、年間にかえますと電気代は3万6,000円安くなりまして、この小さい集落にすればですね、大変助かっちゃうということになりました。

ぜひ、このような実例もありますので、先ほどもありましたけども、ぜひ各地区に補助制度の説明を行っていき、全てLEDに変えていくような形で取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。最後に市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

補助制度の説明につきましては、毎年予算編成前の10月に全地区に対して補助事業の実施要望について調査を行っております。

今後もその調査を継続することによって、補助事業の周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市民のこえの前田晃です。

早速ですが、通告に従いまして3点の質問をいたします。

1つ目は、国保に関する質問です。

6月会議では、国保会計への一般会計からの繰り入れの問題と資格証明書、以下資格書と言いますけれども、この問題を取り上げて質問をいたしましたけれども、資格書の質問の途中で時間切れとなってしまいましたので、うっとうしいかもしれませんが、その続きから質問をさせていただきます。

私がこの資格書の問題を取り上げますのは、滞納を理由に必要な医療さえも受けられなくなる、そして命にまでかかわる、この資格書の交付を何としても見直してほしいと思うからです。この問題については何度かこの場でも質問をさせていただきましたけれども、残念ながら期待するような改善にはまだ至っておりません。私は資格書の交付の見直しは市長の決断次第だと考えますので、引き続きその決断を求めていきたいと思えます。

まず、おさらいの意味で触れさせていただきますけれども、資格書については2000年に介護保険制度が導入された際、国保法が改正をされまして、資格書の交付が義務づけられています。義務づけの理由は、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は国税と一緒に徴収されることで全体の金額が引き上げとなり、滞納が懸念されたためだとされています。滞納期間が1年未満だと正規の保険証、一般証にかえて有効期間の短い短期被保険者証、以下短期証と言いますけれども、交付され、滞納期間が1年を過ぎますと保険証が取り上げられて、この資格書が交付されることとなります。資格書で病院にかかる場合には病院窓口で一旦医療費の全額を支払い、あとの申請で7割分が返還されるということになっています。

確認の意味で、市長にお尋ねをしたいと思えます。6月会議で私が資格書を減らす決意を市長に尋ねた際、市長は短期証・資格書の交付は受診を抑制するために交付しているのではない。滞納者との接触の機会を多く得ることにより、少しでも納税に努めていただくことを目的にしていると御答弁をいたしました。この答弁は、これまでの市や市長の基本的な見解であります。私も短期証については有効期間が短いけれども、一般証と同じ3割の窓口負担なので直接の受診抑制にはならないと思っていますし、状況の把握と納税を待つための接触の機会をふやすという目的も十分に理解し、納得できるものだと思っています。

しかし、この10割負担の窓口が求められております資格書については、受診を抑制するために交付しているのではないと言われても、なかなか納得ができません。市長は、この資格書の交付が受診抑制にならないと本当にお考えなのか。まず、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでも繰り返し答弁をしておりますが、短期被保険者証、資格証

明書の交付は、受診を抑制するために交付しているものではありません。真面目に保険料を納付している方との税負担の公平・公正を確保するため、滞納者との接触する機会を多く得ることにより、少しでも納税に努めていただくことを目的としているものであります。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 目的についてはね、私もこれもう何回も聞きました。けれども、実態は結果的にですね、資格書が受診抑制になっているというふうには私は受けとっているんですけども、その点については市長はどうなんですか。目的は私わかっているんです。受診抑制のためでないというふうな立場であるということは十分承知していますけれども、結果的に実際はこれが受診抑制になっているんじゃないですかということをお尋ねしています。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 受診の抑制になっているとは考えておりません。これまでも繰り返し滞納者の皆さんには、相談それから通知もして接触を得る機会を得ながら、そういう取り組みを担当課としては一生懸命やっているところでありますので、抑制につながっているとは考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 実際、抑制につながっていないという答弁でありました。私、インターネットで近ごろ資料をたくさん取るんですけども、お医者さんの団体で全国保険医団体連合会、略称保団連というようですけども、お医者さんの6割ぐらいの方を組織して、勤務医が2万人加わっている大きな団体だということですが、この保団連が10年ほど前に資格書での受診率について調査をしております。これ、前にも1回お話ししたんですけども、それによりますと資格書での受診率は普通の国保の一般証での受診率と比べて2%以下に落ち込んでいるという結果が出ています。

窓口負担が10割の資格書についてはですね、後で7割が返還されるといいますけれども、これは基本的には2カ月後、早くも2カ月後ということですので、なかなか経済的に苦しい皆さんにとっては返還があるからといってもですね、受診ができるということではないというふうに私思います。この調査結果でも受診率が極端に下がってですね、受診抑制になっているということは明らかだというふうに私は思っています。

市民課長にお尋ねをいたします。本市で資格書を交付されている世帯が1年間にどれくらい病院で受診しているのかお伺いをしたいと思います。集計できている直近の資格書の交付世帯

数、年度初めは多いですので、年度末の少ないときの世帯数と受診件数、18歳以下の子供を除く10割負担の受診件数ですね、教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

直近2年間における、年度末の資格書交付世帯数と年度ごとの年間受診件数をお答えいたします。

平成29年度、18世帯18件、平成30年度、24世帯25件となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。29年度が18世帯、受診が18件、30年度が24世帯で受診25件ということでした。

実は、私ごとで申しわけないんですけども、私は血圧などの薬をもらうために毎月通院をしています。それ以外にも風邪や足腰が高齢者になりましたので痛んだりですね、歯医者に行ったりもしますので、私大体1年間に20回ぐらい病院へ行くことになっています。私の妻もですね、定期的に通院していて、うちの一世帯だけでも年間40回は受診をしているかなというふうに私は思っています。高齢の私の世帯、一世帯でさえ1年間に40回受診をしていますけれども、昨年度で言いましたら、本市の資格書交付世帯24世帯で25件ということはですね、1年間に一世帯で受診回数が1件だと。平均すればですね、そういうことになると思います。これは余りにも少な過ぎるんじゃないですか。しかも、この件数は延べの件数ですから、世帯でいえば重なっている場合がありますので、実際に受診をしている世帯はさらにこれよりも少なくなると思います。

実は私、4年前に当時の課長に同じ質問をいたしました。そのときにも大体資格書交付世帯は1年間に一世帯当たり1件の受診でした。余り変わっていません、その点については。市内の状況を見てもですね、市長は先ほど受診抑制につながっていないと言いましたけれども、私はこれを受診抑制につながっていないと、この実態を見て言えるかどうかですね。私はつながっているというふうに思うんですけども、市長にお尋ねをしたいんです。この保険証が取り上げられて資格書が交付されると病院に行きたくても行けない、必要な医療さえも受けられなくなるというのが私は実態だと思います。この資格書の交付による受診抑制で滞納者が医療から排除され、命を脅かされるということを市長にはしっかりと私は認識をしていただきたいと

思います。

先ほどの保団連の調査結果や本市の資格書の交付世帯の受診数について、どのような感想を持たれるか、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 保団連、全国保険医団体連合会、この調査結果、これは2010年11月29日に出された結果だというふうに捉えております。この調査結果をもとに、担当課長、また担当者とも、このことについて協議も行いました。これは10年も前のものでありまして、その後制度も変わってきておりますし、また資格証明書の交付を受けた被保険者の受診率は、全国保険医団体連合会が、これは独自に推計をしたものであります。

先ほど市民課長が答弁いたしました2年間の資格書交付世帯数と受診件数につきましても、このほか特別な事情により資格書から短期証になり、受診された方が平成29年度5件、平成30年度5件あり、これらの数字をもって一概に資格書が受診抑制になっているとは言い切れないと考えます。

繰り返しになりますが、資格書は滞納者との接触の機会を図るために交付していると認識しておりますので、今後も滞納者との接触の機会を図り、滞納者個々の実情に応じたきめ細かな対応に努めることにより資格書の交付を可能な限り抑えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 10年前の資料だから状況も変わったと。しかし市長、市内のですね、資格書交付世帯が1年間に1回しか病院にかかってないということは、私これ見たらおかしいと、これ何かあるなというふうに思うと思いますよ。世帯の事情によってね、若い人ばかりだというようなことがある可能性もありますけれども、しかし私のような高齢の2人暮らし、あるいは独居の方で、こういった方がおいでたとしたらね、大変な数字だと。そういう実態があるとすればね、素直にそれを受けとめなければならんというふうに私思うんですけど。ちょっと市長、認識が私、それはないんじゃないのというような思いをいたしました。

実は、後期高齢者制度におきましてはですね、受診抑制につながるこの資格書の交付については既に配慮がなされております。

市民課長にお尋ねをいたします。後期高齢者医療制度では、滞納があっても資格書は交付せず、短期証で対応することになっているようではありますが、それはなぜなのでしょう。お伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

後期高齢者医療におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、第54条により資格証明書の交付が定められておりますが、平成21年10月26日の厚生労働省通知により、十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって必要な医療を受ける機会が損なわれないときに限り、資格証明書を交付することの厳格な運用の徹底があり、保険者であります高知県後期高齢者医療広域連合において原則交付しない方針と決めております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私の手元にですね、これ市民課のほうからいただいた厚生労働省保険局長のこの文書を持っています。課長、後半からお話ししましたけれども、前段にはね、こう書いているんですよ。高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないことがないように、原則として短期証を交付しないと。必要な医療を受ける機会が損なわれないように、本来であったら資格書の交付ですけれども短期証にしていますよということで通知をしているんですね。だから、保険連合のほうはこれに準じてですね、これをあるような形で対応してくださいということです。資格書の交付については、先ほど課長からお話ありましたように十分な収入があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合、かつ資格書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格書を交付しますというふうに通知を出しています。

後期高齢者医療はですね、この制度につきましては病院にかかることが多い高齢者に、この資格書を交付すると受診抑制になるので短期証で対応するということなんですよ。これは後期高齢者医療制度が資格書の交付が受診抑制になるという認識をしているということだと私は受けとめています。ちなみに障害者手帳の交付世帯もですね、この対応にかかわらず短期証で対応するということになっています。

実は、6月会議で紹介いたしました長期間の滞納で短期証が資格書に変わることを心配して生活資金をですね、納入に全部入れて生活ができなくなって困ったという相談が来られたお話ししましたけれども、この障害者手帳を持つ御夫婦もですね、結局、資格書の交付はできない。短期証で対応することになるわけです。ですから、この御夫婦はですね、滞納が続くと資格書が交付されると勘違いをしていたということになるわけです。国保制度の仕組みや運用が正確に市民に伝わっていないということも問題だと思いますけれども、いずれにしましても後期高

齢者医療や福祉医療では、滞納があっても医療保障を優先して資格書ではなく短期証を交付することになっているということなんです。

市長にお尋ねをします。制度上は1年以上の滞納が続くと資格書が交付されることになりませんが、しかし今触れましたように、後期高齢者医療や福祉医療では必要な医療を受ける機会を損なわないという理由で、義務であるはずの資格書は出さず、短期証を交付しています。また、18歳以下の子供も短期証で対応することになっていますし、国保法9条第3項や国保施行令1条には経済的な理由などの特別な事情がある場合には資格書を交付しないことが定められています。

このように、資格書の交付義務づけは絶対ではありません。資格書の取り扱いは自治体や滞納世帯の実情に合わせて自治体が独自に判断し、対応できるものであり、そうすべきだと私は考えますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 資格書につきましては、国民健康保険法第9条第3項により、当該保険料の納期限から国民健康保険法施行規則第5条の6で定める期間が経過するまでの間に保険料を納付しない場合において、滞納につき災害その他の国民健康保険法施行令第1条で定める特別の事情があると認められる場合を除き、国民健康保険法施行規則第5条の7で定める書面による通知をし、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。国民健康保険法施行規則第6条第2項により被保険者証を返還した世帯主に対し被保険者資格証明書を交付しなければならない。と法で定められております。これまでどおり市民課と収納推進課で取り決めている交付基準により、定期納付があれば短期証として対応したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私が言ったことを、どうも市長聞いてないですね。国の制度としてね、あることは私も承知をしておりますけれども、それを特別の事情などの運用により、自治体独自で対応しているんじゃないですかということをお話ししたんですけれども。やっぱりその基本的な法令に基づいてですね、対応するということが1つの大きな柱になっているというように思いました。

確かに清水においてもね、私運用していると思うんですよ。努力されていると思います。けれども、基本的にその資格書の取り扱いについて、後でお話をさせてもらいますけれども、変更を転換すべきではないか、そういう時期ではないかなということでお話を私は続けさせても

raitai to omoimasu.

これも10年前ほどの資料で前回もお話ししたんですけれども、厚労省自体が資格証明書の発行に関する調査をしています。この調査では、10年前ですけれども1,798自治体、おおよそ3割に当たる551の自治体で資格書の交付数がゼロとなっています。また、この8月に、ことしの8月ですけれども、私、県の国保課にちょっと依頼をいたしまして、ある資料をいただきました。それは県内の資格書交付世帯数の一覧のようなものなんですけれども、これ県が毎年集計をしているようです。資料としては昨年度、平成30年の6月1日現在の集計ということなんですけれども、高知県内においても34市町村のうち、10町村で資格書の交付がゼロとなっています。そのうち2村、2つの村は滞納世帯がゼロなので、当然資格書の交付はありません。残り8町村では、滞納世帯には短期証が交付されていまして、資格書は1つも交付されておりません。私は、実はこの中の8つの自治体のうちの、全部はよう連絡はしませんでした、4つの自治体の国保担当者になぜゼロになっているのか、その理由を電話で問い合わせをしました。どの自治体も答えにくいような印象だったんですけれども、どの自治体も前段で収納に力を入れていると答えました。これは6月会議で市長の答弁と全く同じですよ。後段で、特別の事情の把握に努めて、資格書は出さず、短期証で対応するようにしているという返事が返ってきました。これ、そのとおりなのでしょう。

ただ、私は話を聞きながらですね、これらの自治体というのは、そういった収納を追求する一方で、それ以上に特別の事情を把握することに力を入れ、さらに独自の運用での資格書の交付を抑える方針、意思を持っているというふうに私は感じました。そこがやっぱりね、大きな違いだろうと思うんです。

このように、全国でも県下でもおおよそ3分の1の自治体では既に資格書の交付ゼロを実現をしています。資格書の取り扱いについては、それぞれの自治体が機械的に対応するのではなくて、滞納者、自治体の実情に合わせて独自の判断をしている、対応しているのが自治体の姿ではないでしょうか。

本市も実情に合わせて対応しているんだと、先ほど言いましたけれど、そういうことかもしれないけれども、私は6月会議でも触れましたように、一歩進めてこれまでの収納率を上げて資格書を減らすという取り組みじゃなくて、医療保障の優先、後期高齢者のようにですね、医療保障の優先で資格書を減らす取り組みへ転換をすることが必要ではないかと思います。

市長にお尋ねをいたします。医療も憲法25条の生存権に基づく社会保障の一環ですので、収入にかかわらず、誰にも平等に保障をされなければなりません。税負担の公平性とは全く別の問題です。ですから収納率を上げるやり方ではなくて、医療保障を優先する視点で資格書を減らすのが本来のあり方ではないかと思います。

ただ、制度上は先ほど市長も言いましたけれども、原則1年以上の滞納には資格書の交付が義務づけられていますので、完全に納税と切り離すことができない現実もあるということは私も理解しておるつもりです。しかし、できるだけ医療保障の側にシフトすることは現行法のもとでも十分できますし、それぞれの自治体は既に工夫をして対応をしていると思います。

納税を追求しつつも、この特別の事情の趣旨を最大限生かして運用し、可能な限り医療保障を優先する対応をとれば資格書の交付を減らすことはできるはずですが、収納ではなく医療保障を優先して資格書を減らす取り組みに転換することについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市民課からは資格書を交付する前段といたしまして、納付相談の案内、弁明書、特別の事情に係る届出書を送付しており、滞納者との接触の機会を得るよう努めております。まずは納付相談となりますが、収納担当との納付相談により納付することができない特別な事情がある場合は市民課への案内を実施してもらい、医療保障の観点から丁寧に話を聞き、特別な事情に当たると判断した場合は、これまでも短期証の交付を行っているところであります。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） どうも答えてくれてないんですけども、次へ行きます。

厚労省も県もですね、この資格書の取り扱いについては従来から市町村は特別の事情を把握して機械的に対応することがないよという立ち位置ですので、今、市長が具体的なところをお話ししてくれたんですけども、これから先はですね、やっぱり市長の医療保障を優先に踏み切る決断で資格書の交付ゼロを実現するということへ踏み切っていただきたいというふうに私は思います。どこの市町村でも、今、市長が言われたことはね、私は基本的にはやっているんだろうというふうに思っています。

それでは、この資格書の交付を減らすために具体的に3点の提案をさせていただきたいと思えます。ただ、提案をいたしますこれらの取り組みは、広島市の取り組みなどを参考にして既に何度か提案をさせていただいておまして、特に目新しいものではありません。何回か提案しましてもなかなかわかっていただけないと。そういうことですので、私はこれは資格書を確実に減らすポイントになる取り組みだと思っていますので、しつこく提案させていただきたいと思えます。

まず1つが、資格書交付の前に滞納者との直接面談を義務づけるということです。直接面談

をして滞納世帯の実情を把握することが資格書交付の絶対条件だというルールをつくる必要があると思います。面談ができず、滞納世帯の実情が把握できない場合は資格書は交付せずに、短期証で対応します。面談をして明らかに納付の意思がないと確認できた人だけに資格書は交付をします。この直接面談の義務づけは広島市のルールですが、資格書の交付を減らすには、これを徹底することが絶対に必要だと私は思っています。

4年前の12月会議で市長は覚えているでしょうか。市長からですね、直接面談の義務づけの提案をしたときに、こんな答弁がありました。資格書を交付している、その当時39世帯交付していたようですけども、39世帯の内訳としまして、差し押さえなど滞納整理を実施した悪質滞納世帯10件、分納などの約束をしたのに納税がない納付制約不履行世帯12件、たび重なる催告にも何の連絡もない世帯17件。その内訳の答弁でありました。私、全然関係ないこと言ってるんだと思ったんですけど、今これ振り返ってこれを読んでみまして、少なくともですね、今お話しした直接面談のルールができれば、この中の何の連絡もない滞納世帯17件については、実情の把握ができてないわけですから、資格書ではなく短期証で交付をすることになります。まず、これだけで資格書の交付世帯が当時でいえば17件減ることになります。本市の場合、滞納者との面談や実情把握は、先ほども市長の答弁ありました。主に収納推進課と、そして市民課が対応していますけれども、収納推進課からは督促状や催告書、また市民課からは特別の事情の届出書や弁明書を送付して来庁や納税、文書提出を促しても返事が返らず面談もできない世帯があります。このルールができれば、それらの世帯について個別訪問などの直接面談を必ずしなければなりません。来庁を待つだけでは結局は滞納者の事情や納付の意思を確認しないまま資格書を交付し続けることになり、資格書の交付は決してなくなると思います。

市長にお尋ねをいたします。4年前に市長から直接面談の機会を設ける取り組みが弱かったと反省し、実態把握に努めるという答弁もあったわけですけども、資格書を交付する前に必ず実態把握、すなわち滞納者の事情を聞き、納付の意思を確認するための直接面談を義務づけることについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ちょっと確認ですが、訪宅を含め資格書の交付前に全員に直接面談をして納付相談をすることを義務づけて、会えない人には短期証の交付をします。そういうことですか。ちょっとそれはおかしいと思いますが、先ほども言いましたが、本当にですね、この問題については市民課・収納推進課、いろいろな手だてをしながら対応しておるところであります。

先ほど言いましたように、前段といたしまして納付相談の案内、これも督促状とか催告書とかいろんなやりとりの中で接触の機会、一回出てきて話をしてくださいというふうに努力をしておるところであります。ただ、会えない人、すなわち実態がわからない人には会って、会う人には資格書、会わない人には短期証ということになったら、会わないの方が端的に言えば得かなという感じがするんですが、そういうことじゃなくてですね、やはり収納推進課も努力しながら実態把握に努め、そういう相談の機会をつくる、そういう努力をしておるところでありますので、この方針は今後も継続していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長の答弁、私よくわからない。今、話聞いたんですけれども。会わない人が短期証で会った人が資格書になると不公平だというのは、それはどういう意味ですか。そこが私理解できない。資格書の交付というのは、市の方針としては1年以上の滞納があってですね、納付がないという方に交付しているわけでしょう。会う、会わないは関係ないんじゃないですか。私はそれよりも、会ってない世帯ですね、実情がわかっていないのに資格書を交付することがね、これが問題だと言っているんですよ。話をすりかえてもらっちゃ困ります。実態が把握できない世帯については、資格書を出さずに短期証で交付することはどうですかということをお尋ねしているんですよ。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 会わない人に、実態のわからない人に短期証を発行するということは考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） また前回と同じような話になりますので、次へ行きますけれども、短期証についてですね、2つ目は要件の緩和についても提案をしたいと思えます。

これもですね、結局これまでの交付基準に従って運用したいという答弁になるのかもしれませんが。けれども一応お話はさせていただきます。

本市では、滞納があって納付の実績があれば基本的には短期証で対応しています。これをですね、今言いましたけれども、納付の実績ではなくて面談をして納付の意思があると確認できれば短期証を交付するということにしたらどうでしょう。このルールができればですね、4年前の市長の答弁にあった納付制約不履行世帯12件については納付の意思を表明しているわけですが、資格書ではなくて短期証で対応することになります。これだけで資格書交付か

らさらに12件減ることになるわけですよ。だから納付制約の履行については、この短期証の見直しがあろうがなかろうがですね、短期証の交付に並行して引き続き担当課で接触を図って納付を促す対応をするということになります。

市長にお尋ねします。本市の場合、短期証の有効期間、期限がおおよそ2カ月ということですので、これならですね、2カ月ごとに面談し、滞納世帯の状況の把握、納付の意思の再確認ができることになると思います。短期証は市にとっても滞納者にとっても、前にもお話ししましたけれども、プラスであってマイナスの要素は何ひとつありません。短期証の交付の要件を緩和するということについての市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 土佐清水市国民健康保険税滞納世帯に係る事務処理要綱というのを制定しております。また、土佐清水市国民健康保険税滞納者世帯に係る事務処理要領、これも制定しております。そして毎年度当初におきまして、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証交付基準、これを市民課と収納推進課で定め、これに準じて短期被保険者証の交付を行っているところであります。滞納者との直接の面談の機会を可能な限り多く設けることを目的としておりますので、現在のこの要件が私は妥当と判断しており、今後においても交付基準に準じた運用というのを考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 前回と全く同じ答弁であります。実態の把握について、とにかく頑張って取り組むということは、それはぜひお願いしたいんですけども、それについてはやっぱり条件があると思います。

それから3つ目です。必要な部署に職員を配置するということについてです。今の市長の答弁にもありましたけれども、実態把握のために必要なものというのは、やっぱり職員配置だと思えます。個別訪問など私が提案した直接面談を義務づけるというふうになりますと、ますます言うまでもなく人手が必要になりますけれども、現状の職員数ではこういうような取り組みに対応できないということは言うまでもありません。直接面談による滞納世帯の状況把握、納付相談などは、先ほどもずっと話ありますけれども収納推進課と市民課が対応することになるんでしょうから、いずれの課にも人員をふやさなければならないというふうに思います。ここが一番大事なところだと思います。人員の配置がなければ、市長の先ほどの答弁ですね、実情を十分把握するということができませんし、直接面談の義務づけ、それから短期証明の要件緩和、私が言っていることのそれも成り立たないということになると思います。

この資格書交付を減らすために必要な部署に職員を配置することについて、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変申しわけございませんが、現在のところ考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ぜひ、検討してみてください。

私は5月下旬に学校現場の現状を知るために、久しぶりに学校を回りました。全小中学校を回って、校長先生に話を聞かせていただきました。子供たちの様子、それぞれの学校の課題、取り組みなど大変参考になる貴重な話ばかりでしたけれども、その中でどの学校からも出た話題が、市が各校に配置しています学習支援員、特別支援員のことでした。教育活動に大変役立っている、とても助かっているということでした。学校現場、今大変なんですからけれども、それでもやっぱりこういうような人員配置がですね、大変重要な役割をしているというふうに思います。子供たちに行き届いた教育を保障するには、何よりも人員職員の配置が必要です。それと同じく、市民への行き届いた行政サービスを保障するにも、やはり人員職員の配置が必要になると思います。職員の頑張りだけでは、決してそれらのことは実現できません。

市民の資格書の交付を抑えて短期証を活用したいという、その答弁を実現するには、直接面談を通して滞納者に寄り添った丁寧な対応ができるぐらいの職員の配置が必須の条件になるということを申し上げておきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、医療は収入にかかわらず平等に保障されなければなりません。これまでの納税ありきから医療保障ありきにシフトした新しい資格書交付ゼロの取り組みを、ぜひ検討していただくことをお願いしたいと思います。

私は市長の任期中に、もう一回はこの件について取り上げてお尋ねすると思いますので、市長及び執行部の皆さんが、この件について本気で検討していただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

きょうは3つ構えておりますけれども、どうも2つで終わりそうなので、福祉事務所長には大変申しわけないですが、あとまで行かないと思います。御了承ください。

2つ目は本市の第三セクター、以下、三セクと言いますけれども、合併問題についての質問です。

本市の三セクの土佐清水ホールディングスは、7月に開いた臨時株主総会で子会社の土佐食と元気プロジェクトを土佐清水ホールディングスへ吸収合併して1社化するという決定をいた

しました。社名を土佐清水食品株式会社とし、10月1日から新しい体制でスタートすることになっています。

これら本市の三セクの会社は、地元のメジカを原材料とした加工食品やペットフードを製造しまして、従業員約200名を雇用する、本市では市役所に次ぐ2番目に大きな事業所となっていて、地場産業の振興と地元雇用を促進する上で重要な役割を担っていると思います。

全国では経営破綻する三セクが多い中で、とりわけ土佐食は20年以上にわたって安定的な経営が続いておりまして、地元の会社としても今後もその役割、存続が強く求められていると思います。

そんな中での三セクの合併ですけれども、会社の経営改善のためだとしても、つい3年前に立ち上げた持ち株会社土佐清水ホールディングスを情勢が変わったとあって、いとも簡単に別の会社の会社組織に変えてしまうようなことでいいのかどうか。また、これまでの経営の総括、とりわけ設立以降、約1,500万円の累積赤字を抱えたまま合併をしますので、元気プロの経営総括がきちんとされているのかどうか。合併に当たってですね、ホールディングスの責任者である市長の説明責任が問われる基本的な問題が私は多々あると思うんですけれども、これらの点については、後日岡本議員が取り上げることになっていますので、私は合併により変わる職場の労働環境や労働条件にかかわる問題について、主に質問させていただきたいと思いません。

三セクにかかわる議会との窓口は全て市長になりますので、市長にお尋ねをしたいと思います。

今回の三セクの合併について、私たち議員が初めてこの報告を受けたのは、8月26日の全員協議会でした。合併方針を決めた臨時株主総会から、おおよそ1カ月後でしたので、報告としてはやや遅いかなと私は思いました。ところで、この合併で最も影響を受けるのは土佐食や元気プロで働いている皆さんだと思いますけれども、職員の皆さんには会社の合併についての説明はなされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 合併協議につきましては、昨年の株主総会で一定の方向が示され、この1年をかけて議論してきました。議会でもこの問題については、予算・決算などでも一定のその方向性については説明してきたつもりあります。

この協議につきましては、三セクの土佐食、元気プロジェクトの経営陣はもちろんのこと、幹部職員が各専門部会を設置いたしまして、そしてこの間、協議をしてきたと聞いておりますので、ただ、会社の内部のことについては答弁する立場にはありませんが、この間、1年間かけてずっと協議してきた、そういう経過でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 外向けにはできたのかもしれませんが。中ではどうだったのかなというのがちょっと気になりましたので質問させていただいたんです。

8月の末の段階、私たちが聞いた段階で職員に説明があったのは、土佐食では3つの工場ありますけれども、そのうちの1つだけだったというふうに聞いています。もうあと2週間でスタートですから、もう既にそれぞれの会社のほうでもですね、職員への説明があったものだというふうに思うんですけれども、それを内部の問題だと言われれば、これ以上話を聞くわけにはいきません。三セクの工場の生産活動を大もとで支えているのは職員の皆さんです。合併で職場環境も変わることになるでしょうから、どこよりも先に職員の皆さんに説明がなされるべきではないかと私は思います。聞くところによりますと、今回の合併で職場の皆さんが最も不安に感じているのは、異動があるのではないかということのようです。ほかにも一社化することで賃金や労働条件はどうなるのか、就業規則はどうするのか、そんな疑問が上がっていると聞きますが、それらについては職場の皆さんには説明を果たしてできているのでしょうか。あと一週間ほどで新会社がスタートです。賃金を初め、労働条件について、基本的な方針は既にでき上がっているというふうに私は思いますけれども、合併後の異動、賃金、労働条件、就業規則など、構わない範囲でその取り扱いについてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このことについても、1年かけて議論しておりまして、既に大きい会社の、賃金・労働条件・就業規則については土佐食にあわせて運用すると、そういうことで元気プロジェクトのほうは、この1年かけて今この移行しているというふうに聞いておりますので、基本的に10月1日からのスタートについては、これまでの土佐食の賃金・労働条件・就業規則を運用していくと、そういうふうに聞いております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） よくわかりました。土佐食の今の賃金、労働条件、就業規則で対応するということですね。

この労働条件にかかわる問題というのは、労使自治での対応ということになりますので、ただいまの市長の答弁をもとに、また労使交渉の中でより納得できる充実内容にしていいただければと思います。

次に、外国人労働者の問題についてお尋ねをしたいと思います。

入管法の改正によりまして、新たな在留資格、特定技能を持つ外国人労働者が日本で働く機会がふえることになりました。この新会社では人手不足の解消のために、ベトナム人5名の雇用を予定していると報告のときに聞きましたけれども、ただ、気になりますのは外国人労働者の皆さんの待遇、賃金や労働条件等、受け入れ態勢、住居や言葉の問題、日常生活支援などの問題になります。技能実習生を初め、日本で働く外国人労働者の多くの皆さんは、低賃金、長時間労働の劣悪な労働条件のもとで仕事をさせられてきたという経過があります。ベトナムから来られる5名の皆さんには、そんな厳しい労働環境で働いてもらうわけにはいかないと思います。最低賃金や労基法の遵守はもちろん、日本の労働者と均等な対応を保障することが求められておりますし、また住居の確保や日本語の勉強、生活支援などの受け入れ態勢もきちんと整えなければならないと思いますが、それらの点については、どのように対応しているのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 外国人技能実習制度、これにつきましては、来日する前に現地におきまして、全寮制の施設で3カ月の間、事前研修を行うということが義務づけられているということです。この研修期間で、日本語学習を中心に、日本の文化や習慣など、日本での生活に必要な基礎知識を学び、その後、この受け入れ元は土佐ふれあい協同組合というところなのですが、ここが受け入れて土佐市で働くことになるわけですが、10月1日に来日をいたしまして、1カ月間は土佐市で176時間以上の研修を受け、そして11月1日から土佐食のほうに来るということをお聞かしております。また、賃金・労働条件につきましては、土佐食の就業規則を適用すると、そういうことでもありますし、住居については、雇用者が最低限の電化製品を完備した上で居住場所を提供すると、5,000円位の家賃を徴収し、光熱水費は個人負担。また、勤務についても、先ほど言いましたように土佐食の就業規則に準じて通常の作業現場。また、その他の条件としましては、小さなことなのですが1人に1台自転車を提供するとかですね、1カ月に1回は受け入れ元からチェックしに入るとかですね、年に1回は外国人同士のレクリエーションがあって、これも費用は会社持ちと。そういうふうに対応をしていくと。外国人の労働条件については整備をしているところです。また、この受け入れ外国人の方々は現地の日本人学校に通っている生徒から選抜をしていると、そういうふうにもお聞きしております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 現地の日本人学校に在籍している方で、ちょっとお話聞いたら3カ月、何ですか、技能実習をして、その後ということになるんですか。技能実習の延長として土

佐食で勤務していただくということなんですかね。これやったら3年間ということになるんだらうと思いますけれども、わかりました。さまざまな条件整備をせないかんとします。今、お話聞いただけでもいろいろ考えて対応されているように思いますので、よろしく願いしたいと思います。

その中でですね、特に住居にかかわる部分ですけれども、これについてお尋ねしたいとします。ホールディングス、正確に言えば土佐食のようすけれども、その外国人労働者の宿舎として使うために、西町にあります国交省土佐清水レーダー事務所の旧公務員宿舎を購入したというふうに聞いておりますけれども、これは事実でしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） その建物を購入したというふうな報告を受けておりましたが、その後、両者間でこの契約を解約することで双方が合意し、現在その手続をしているということでお聞きしております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 驚きました。私、5日前に打ち合わせをしたときには、そういった情報なかったもので、今ここで初めて聞きますけれども、売り手、買い手の双方が合意をして、この問題、実は解約したということですね。

じゃあ、お尋ねしたいんですけど、なぜ解約をしたのかですね。その点をお話ししていただけないでしょうか。その理由について、お尋ねしたいとします。

議長ね、私、この後、この項目については1項目だけなんですけれども、ここに質問通告のね。

○議長（永野裕夫君） 通告では、宿舎用建物の購入ということだけです。

○10番（前田 晃君） あと7項目、私は質問出しているんです。今の話だと、もうその7項目の話はほとんどできなくなると思うんですけれども、なぜ変わったのか、その説明をいただきたいとします。なぜ契約変更になったのか。

○議長（永野裕夫君） これは通告聞いていますか。

○市長（泥谷光信君） 聞いてないです。

○議長（永野裕夫君） 通告を。

○10番（前田 晃君） あのね、議長。私、7点通告していましたがけれども、今の答弁で、その7点全部チャラになりましたので、もう新しい状況になっていますのでね。通告はしていませんけれども、これは説明をしてもらわないとですね。私、じゃあ5日前の打ち合わせ、

一体何なのということにもなりますし、私があるときに述べたことについても。

○議長（永野裕夫君） わかりました。

それでは、今のことについて答弁できますか。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これはですね、当事者間で合意をして解決した問題でありますので、その経過とか、これはもう個人の資産情報にかかわることでもありますので、議会が私は関与するべきではないというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） これはね、個人の財産にかかわる問題でありますので、私もこの間ね、配慮して対応してきたつもりなんです。ただ今回、この物件について、土佐食が購入したということですので、私はその購入にかかわってね、次の質問にもありますけれども、その購入に至る経過についてお尋ねをしたかったんです。

今の市長の答弁によると、これから後、先ほど言いました7つ質問考えていましたけれども、これ全部個人の財産の問題だということになってですね、答弁を拒否するということになると思いますので、私はそこはね、ちょっと納得できないんですけれども。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 答弁を拒否するとか、拒否しないとかの問題じゃなくて、これは個人の資産情報にかかわるわけですから。幾ら前田議員、議会での介入というのはですね、これはいかがなものかというふうに思います。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私は個人の財産についてね、介入するとか全くありません。

土佐食がこの物件を買うた時点で、土佐食といいますのはね、言ったら7割の市民の資金が入ってる第三セクターですから、ここはね、やっぱり問題になるわけですよ。個人の財産だったら私も言いませんよ。契約の時点で土佐食がこれを買ったということですから。その点ではね、市長には説明責任あると思います。個人の財産の問題だからと言うなら、私が議会で取り上げることにしてもね、だめだという感じはしますが、私もそれは十分了解していますよ。個人の財産の問題は。けれども、土佐食が一たん買ったんですから。その経過は説明をしてもらいたい。それから返上した、契約を解除した、その経過も説明をしてもらいたい。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ですから、その経過をつまびらかにするとですね、資産情報、つまり個人情報にいきますので、これは議会の中で関与するべき問題ではないというふうに思っております。それで納得がいかなければ、どうぞ議会の中で検討してください。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長ね、私は個人の財産の問題について、ここで取り上げるつもりはありません。私は土佐食がね、これ買ったままそのまま行くのであれば、ここで問題にできなかったんです。するつもりでした。土佐食が買ったままだったら。けれども、解約をしたということですから、私はこれ以上は取り上げません。プライバシーにかかわる問題、財産にかかわる問題になりますので、あえて私は出そうというつもりはありません。

ただ、市長には、あるいは土佐食が買ったということは事実なんですから、これに至った経過についてはね、市民の皆さんに報告する、議会へ報告する必要はあると思うんですよ。

それで、私は要請をしたいんです、議長。土佐食が西町の物件を買うに至った経過、これが一番よくあらわしているのが、私はどこでその話を決めてですね、多分、代表、役員会か取締役会か、株主総会かどうかはわかりませんが、どこかで決定をしていますから、その議事録をですね、請求したいと思います。どういう話がされたか。ここで公開するわけじゃありません。その購入を決定したことを決めた期間の議事録を請求したいです。それから解約したときの、それを決めた議事録をですね、公開してください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） それが個人情報に当たるのでできんと言いやないですか。それがなぜわからないのか理解できません。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 個人情報に当たるところは黒塗りで出せばいいです。そんなことはね、常識でしょう。市長ね、あなた土佐食がこの物件を買ったんですから。これは事実なんですからね。それを決めた、決定をした期間の議事録を出してくださいと言ってるんです。都合の悪い個人のプライバシーにかかわる問題であれば消せばいいです。たったそれだけのこと。

○議長（永野裕夫君） 前田議員、よろしいでしょうか。

今、論議をされておりますが、一般質問の中ではですね、この宿舍用の建物購入ということ

で、それで通告私は受けてオーケーを出しております。事実が変わったというのは、早い時期であろうが今であろうが、これ事実が変わったということでございますので、事実関係が変われば、変わったなりですね、また質問等々を考えていただくというようなことになろうかなと。だから、今のプライバシーの問題については、いろんな方法ございますので、この辺をここで論議するという事は、甚だ議場ではなじまないというふうに思っております。

ですから、今、あなたが言うその用件についてはですね、また違う形の中でですね、請求をしていただくとかいうようなことで、そういう計らいをしていただきたいというふうに思います。

10番 前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 議長がそういうふうに言われるなら納得をいたします。ただ、議会として、今言いましたようにね、議決機関での会議録をぜひ請求をしていただきたい。これがないと説明をしたことにはならないというふうに思っています。そのことをお願いしたいと思えます。

本市の三セクのは社は最初言いましたけれども、これは市民の財産になります。市民の誰もが、この三セクのは社の果たしている役割にも期待をして、地元の企業として大きく育ててほしいというふうに願っていると私は思えます。

今回の合併にかかわる一連のし続や準備、これ労働条件も含めてですね、私は経営陣、役員の思いだけで独走するのではなくて、現場で働く皆さんの声を生かすということと、しっかりと市民への説明責任を果たすということが必要だと思えます。そうすることが初めて合併が目指している経営基盤の安定につながり、それが実現できるものだというふうに思えます。経営全般にわたって現場で働く皆さんの声をよく聞き、市民への説明を大事にして、今後の事業経営を進められることを市長を初め、三セクのは役員の皆さんにお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わります。

(「議事進行」のしあり)

○7番(岡本 詠君) その三セクの問題なんですけど、今の質問。現状、市長の答弁聞いてたら、今、土佐食が購入してて、土佐食と元の持ち主、個人間の間の協議で、それを元に戻してというお話を協議しているという答弁でしたよね。今現状、登記簿で見たら土佐食のものなんですよ、今現状。それで、議会として第三セクターにかかわる問題ですから、この点についてどういった経緯で購入したのか。どういった経緯でじゃあ市長の答弁にあったようなことを協議して元へ戻すというふうなことをしているのか。これ聞くこと、議会の一般質問で聞くことのどこがいかなのか。このあたり、ちょっと教えてもらいたいんですけど。

○議長（永野裕夫君） これはですね、ただいまお話をしたように、この分に関しては資料請求なりですね、そういう形で今の正解を出していただきたいということを今お頼みしました。

しかしながら、この第三セクターについては、そのことがその長が提出するか否かということとはですね、これは私どもでは判断できませんので、このことについてはですね、また違う立場の中で三セクの資料請求については、前田議員のほうから資料請求していただくということになります。

だから議場ではですね、今言ったような、初めの質問内容と随分乖離したことになっておりますので、ここはもう一回精査をしていただきたいということをお頼みしているわけございまして、なおかつ個人情報保護法23条というたてりがございまして、これに対してはどこまで介入できるかということと言わなくてもわかると思いますので、そこはそこで議場としては、とりあえずは精査をして、このまま一応、今の前田議員の質問に関してはとどめるということです。

○7番（岡本 詠君） その質問から乖離しているということなんですけど、前田議員の質問の中で、購入に至った経緯、理由というのは質問になかったのでしょうか。通告に。

○議長（永野裕夫君） 今、この通告表の中では、そういうのはございませぬ。建物の購入ということについての質問ということしか私は認識をしておりませぬ。内容についてはわかりませぬ。それは打ち合わせの段階で、今精査をしている問題でありまして、私はそれに関して関与するつもりはないし、またそこは皆さんの一般質問を制限するということになりますので、議長はそれに対して対応しておりませぬ。よろしいでしょうか。タイマー、15秒だけどうぞ。

○10番（前田 晃君） 私が先ほど言いましたように7項目、質問の項目を考えておりました。その中には今、岡本議員が言われたことも入ってるんですよ。これはプライバシーにかかわるような部分もありますので、そういう事態が変わったら出せないなというふうには自分では思ってたんです。だからそれはしょうがないかなと。そういう事態はね、思っていますけれども。ただ、先ほど言いましたように説明責任だけはあるというふうに思いますので、きちんと説明をしていただきたいということです。

以上です。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 暫時、10分間休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番 山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) 皆さん、こんにちは。山崎誠一です。

発言通告により、議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。

このごろはですね、随分過ぎやすくなりまして、7月初めにはですね、大雨によりまして市道や河川が災害を受けました。年の初めには中央町商店街が火災に見舞われ、最近でも爪白や以布利で民家が焼ける事故がありました。日ごろより備えていても、注意をしても被害を受ける、災害に見舞われることがあります。

ということで、災害に備える訓練について質問させていただきます。

まずは、避難所開設訓練についてです。避難所の開設訓練が7月24日に幡陽小学校で行われました。自主防災としての開設は市内では初めてのことでした。幡陽小学校は災害時の二次避難所になっておりまして、主に大岐、以布利地区の方々がですね、避難してくることがわかっています。

訓練は地震による津波が来るという想定で高台に一旦避難した後、幡陽小学校へ移動し、大岐、以布利地区の自主防災組織を中心に開設訓練をしたものです。実際の訓練の参加者は大岐、以布利の区長、PTA会長、幡陽小学校児童23名、教職員8名、危機管理課3名、教育委員会1名、そして保護者、地域、自主防災組織約45名の合計80名でした。教育長も来られていました。

これまで訓練に先立ち、企画計画会を2回行い、3回目に行ったものです。これまでも地域での避難訓練は行っていましたが、今回は児童が下校し、地区の防災無線で放送して高台へ一旦避難した後、学校へ移動するという流れでした。

目的は、家庭・地域の防災意識を高め、次世代を担う児童一人一人が非常時において命を守るためにみずから考え行動し、地域の一員としての自覚と責任を持つこと。そして、大岐、以布利地区の自主防災組織を中心に避難所の開設がスムーズにできるようにするというものを目的に行われました。

実際に行った訓練の内容については、意義については当日の訓練が避難所の準備ということで、受付の設置や誘導、トイレの保全、食料・物資の割り振り、ペットの受け入れ準備、救護は負傷者の状態確認と対処といったチーム分けを事前に企画会議で割り振っておりました。想定する範囲内の役割分担となっていました。

しかし、実際の災害時には割り振りをしていた人が助かっているかわからないし、避難所までたどり着けないかもしれない。遠方にいるかもしれないし、訓練体験者がどうなるかわかりませんが、ただ開設訓練を行う意義はあると思っています。地域の誰かが経験しておくことや児童が大きくなったときの災害への対処は体験しておくことが絶対有効だと思うのです。

災害物資の受け入れや小学校の施設を地域の人たちが見ておく必要があったと思っています。

特に今回の開設訓練では、2トンのトラックで運ばれた水、災害用物資の受け入れも行いました。避難食のパンも食べました。そして訓練のお知らせは幡陽小学校の児童がつくった、訓練がありますよというチラシで地域の中で回覧し、放送でお知らせをしました。こういったチラシでございます。子供がつくった本当にかわいらしいチラシになっております。

そういうことで避難訓練を知らせるチラシづくりは、児童の災害時における情報をみずから発信するという積極性、そして自立心、サバイバル力、みずからの力で生き延びることにつながっていくと思っております。そして反省会での話として、大岐の区長さんからは小学校の児童と避難訓練をすることが地域の人たちに訓練が大切であるとの呼びかけになったこと。防災という観点では児童が参加した訓練だったことが大いに影響したとの発言もありました。危機感が伝わったという話でした。

また、避難者の受け付けは大切な作業ですが、場所的、スペース的な問題、人数的に混雑し、対応に時間がかかるなど、先に居住スペースに移動してもらい、その部屋で避難者カードを書き込み、回収ボックスには本人みずから書き入れて投函するという意見などが出ました。

ということで、要領を得てない話をしましたが、危機管理課よりこれまでの避難所運営マニュアル作成経過や、今回の訓練を行ってよかった点や改善すべき点について反省会で出た意見の取りまとめなどを危機管理課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

2011年に東北地方を中心に発生した東日本大震災では、広域的かつ大規模な災害が発生し、公的な支援活動が被災地全体に行き渡りませんでした。近い将来起こり得る南海トラフ地震でも同様です。公的な機関は人命優先の対応に迫られ、避難所の運営まで手が回らないことが予想されます。

大規模災害時の避難所では、被災者自身が主体的に開設や運営にかかわることが求められます。災害が起こってから避難所について考えていては、また円滑に開設や運営を行うことがなかなか運営自体が困難になるということになると思います。それについて事前に話し合いができるよう、また、いざというときに困らないように避難所運営マニュアルを本市で作成したものです。

本市では自主防災組織が中心となって各二次避難所ごとに作成しておりまして、平成27年度から着手し、平成30年度に全て完了しております。

幡陽小学校での避難所開設訓練につきましては、本年7月に大岐・以布利地区の自主防災組

織に加え、二次避難所となる幡陽小学校の皆さんも参加して行われました。

後日開催された反省会での意見では、よかった点として、「訓練に参加したことで開設の流れがわかった」「地区の回覧板や放送、また学校通信や児童の作成したポスターなどで呼びかけたことで、多くの人々に参加してもらえた」などの意見が出されています。

改善すべき点としては、「幡陽小学校は二次避難所であり、地震発生後はまず一時避難場所へ逃げることを徹底したほうがよい」「役割分担を腕章などでわかりやすくしたほうがよい」などの意見が出されています。

何より地域の自主防災組織と避難所となる学校現場が協力し合い、多くの皆さんが参加し、主体的に準備から訓練まで行われたことが災害時に役立つ何よりの成果だというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。よくわかりました。どうもありがとうございます。

続けて、危機管理課長にお伺いします。

これまで防災関連のハード面の整備が行われ、充実してきております。がしかし、これからは子供からお年寄りまで地域住民を巻き込んだソフト面の防災減災訓練に今以上に取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

今回、地域住民の1割程度しか訓練に参加しておりませんが、特に開設訓練は、そのやり方も大変でしょうが、ぜひ危機管理の面からも積極的に訓練の実施が実現するよう指導をお願いいたします。

そこでお聞きします。

学校を避難所としているところがあるのか。また、あればその学校はどこで、地域地区はどこか。そして避難所の規模や入所可能人数、何日くらい滞在が可能なのかといったことなど、今後、自主防災組織と一緒に学校など避難所開設訓練に取り組んでいくよう促していくなどの予定はないか。あわせて危機管理課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

学校を避難所としているところですが、大規模災害時の二次避難所に指定している学校は、幡陽小学校のほかに、清水中学校、清水小学校及び足摺岬小学校体育館を指定しております。

幡陽小学校への避難対象地区は大岐・以布利地区、清水中学校へは本町・栄町・寿町・中央

町・天神町・元町・旭町・清水ヶ丘・緑ヶ丘・加久見・加久見新町・加久見入沢町地区、清水小学校へは小江町・浜町・汐見町・越前町・幸町・西町地区、足摺岬小学校へは足摺岬地区となっております。

なお、廃校となっております立石小学校、松尾小学校、養老小学校及び休校中であります窪津小学校、中浜小学校についても指定しております。その避難所につきましては近隣の地区が避難対象地区ということになっております。

規模等につきましては、幡陽小学校は校舎605平方メートル避難所に指定し、収容人数は県の基準によりまして211名。足摺岬小学校は体育館358.4平方メートルを指定し、同じく収容人数は143名。清水中学校は校舎2,592.5平方メートル及び体育館1,024.3平方メートルを指定し、同じく収容人数は1,038名。清水小学校は校舎1,290.9平方メートル及び体育館667.0平方メートルを指定しておりまして、収容人数は同じく926名となっております。

なお、滞在可能日数につきましては災害の規模や被災状況によりますが、基本的に7日程度を考えておりまして、それ以降は広域避難や協定を結んでいる足摺岬の宿泊施設の活用、仮設住宅の建設等で対応していくつもりであります。

今後の避難所開設訓練については、今のところ幡陽小学校のように地区の自主防災組織が主体となつての訓練は予定されていませんが、ことし10月に行われます市の総合防災訓練で清水中学校避難所開設・運営訓練を実施する予定です。これは総合防災訓練の一環で清水中學生が主体となり、栄町地区の自主防災組織と協力して避難所運営マニュアルをもとに、避難所の開設から役割分担、避難者の受け入れまで運営全般を総合的に行う実践的な訓練となります。

また、総合防災訓練では、福祉避難所に指定しています特別養護老人ホームしおさいでも訓練を実施する予定となっております。

発災後、地震・津波から生き残った命をさらに将来へつなげていくために、避難所の運営は大変重要な取り組みです。今後も各地区で避難所開設・運営訓練が開催されるよう啓発を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 課長、どうもありがとうございました。詳細にわたっていろいろと説明していただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、人権を尊重する社会づくり行動計画について、また関連事項についてお伺ひいたしたいと思います。

人権を尊重する社会づくりについて、少し言葉を聞いてもらいたいと思います。暴かれ、さ

らされ、寝た子を起こすな。無知無理解、無関心な人、デマ、意図的に流される虚偽の悪い情報、宣伝、偏見をうのみにして差別情報を無自覚に拡散している。ネット社会における差別の悪化、ネット時代の部落差別、爆発的に拡散される、自分のしていることの意味や責任を自覚していない最悪な状態、自然に拡散するのではなく、意図的にデマや偏見を拡散するのです。

これらの言葉は部落差別の解消を推進する学習会や高知新聞人権啓発シリーズなどに載っていました。ほかにもさまざまなか所で見るがあると思います。そして我々の近くにある差別に関する出来事ではないかと思っています。今度は人の心の中にある気持ちです。寝た子を起こすな。そっとしておけば部落差別は自然になくなるという考えや思い込みです。そして悪意を持った扇動によって、寝た子はネットで起こされる。これがネット社会の部落差別の現実ではないかと思っています。ネットの中で部落差別の書き込み、部落出身者リストや個人情報などをさらすなど悪意のある表現で拡散されているのです。

次に、法律についてです。障害者差別解消法、障害者を理由とする差別の解消を推進する取り組みに関する法律、ヘイトスピーチ解消法、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律です。

ここで、突然ですが人種差別がありますが、黒人、白人、黄色人種など、世界ではこれまでさまざまな人種差別が行われてきたと思っています。

しかし自然学的には人類全体が1つの種であるように思います。社会的に肌の色などをもとに人種というグループ分けがなされてきました。特に白人が黒人を奴隷とした時代があり、自分たちの優位性を映し出す鏡として、他者、ここで言う黒人を経済的に奴隷として搾取し、物として扱ってきた歴史があります。

人は誰しも他人より自分が優位になりたい、優越権に浸りたいと思う気持ちは意識をしないがあるのは当然だと思う。しかし、時として強過ぎたりゆがんだり、暴力的、攻撃的になったりと厄介なものも現実ではないかと思っています。

ヘイトスピーチ解消法は人種差別の解消法ではないにしても、他の民族を攻撃する差別的言動の対象に向けた法律であると解釈しています。そして部落差別解消推進法、部落差別の解消の推進に関する法律、これらの3つの法律は2016年に施行されています。このうち昭和44年の同和対策事業特別措置法から部落差別解消推進法までの経緯、状況につきましては、昨年、平成30年12月議会で詳しく説明をされています。

そして今回、部落差別解消推進法の3条に、国及び地方公共団体の責務という条文があります。部落差別の解消に関する施策を講ずるとうたわれています。2項には地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるものとするとも示されています。そして第6条には部落差別の実態に係る調査を行うものとするとも書かれています。

本市には土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例があります。平成10年10月に条例化されており、大変意義のある条例だと思っています。そして人権を尊重する社会づくり行動計画も2012年につくられており、今回、部落差別解消推進法が施行されたので、このことにより行動計画を見直すと言っております。

土佐清水市人権教育研究協議会だより、市人協だよりの6月号では2019年度の基本方針が示されており、その標語では差別の現実から深く学び生活を高め、未来を保障する人権教育を確立しようと掲げており、具体目標と活動でも全国、高知県、幡多地区人権教育研究協議会と連携しながら活動しますとしています。また細かくは9個あり、そのうちの1つに本年度は本市の同和教育教材の掘り起こしをしますともしています。

そういった流れから、今なぜ人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しをしなければならないのか。なぜ市民を対象とした意識調査などを行い、実態の把握に努めなければならないのか。この2点について、じんけん課長にお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

まず、人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しについてであります。本市では全ての人が一人の人間として尊重され、大切にされる、生きがいのある人生を創造できる、自由、平等で公正な社会を実現していく、人権尊重の社会づくりを目指して、1998（平成10）年10月に「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を施行しております。その2年後の2000（平成12）年9月には「人権を尊重する社会づくり土佐清水市行動計画」を策定しまして、市民にかかわりが深く身近な問題として同和問題（部落差別の問題）、女性、子供、障害者、高齢者、外国人等の人権問題について、現状を明らかにしながら、家庭、地域、学校、職場等において、市民一人一人が人権について正しく理解し、認識を深め、人権が尊重される社会を築くための人権教育や人権啓発の取り組みを行ってまいりました。

この行動計画策定より、12年後の2012（平成24）年3月には、この間に実施されました市民意識調査の結果や繰り返される差別事件への反省、また子供や高齢者等への虐待、デートDVや犯罪被害者等の人権擁護、インターネットによる人権侵害などの新たな人権問題も生じていることもありまして、2012（平成24）年度を初年度として2021（令和3）年度までの10カ年を推進期間とする「人権を尊重する社会づくり行動計画2012」を策定し、今日に至っております。

しかしながら、私たちの社会には痛ましい児童虐待事件やいじめ、さまざまなハラスメントにかかわる深刻な事案が発生し、ヘイトスピーチやインターネット上での誹謗中傷、差別書き

込みが後を絶たないなど深刻な人権問題が存在しています。

また、2016（平成28）年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行されるなど、人権問題を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、また災害と人権や性的指向・性自認などの新たな人権課題もふえております。

このようなことから国・県の動向及び社会情勢の変化を踏まえ、本市の現状と課題を検証し、今後の人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しが必要であると認識しております。

次に、市民を対象にした意識調査を行い、実態の把握に努めなければならないのかについてであります。

市民意識調査につきましては17年前の2002（平成14）年9月に同和問題を初め、女性、子供、高齢者、障害者、外国人など人権全般にわたる人権尊重のまちづくり市民意識調査を本市として初めて実施をしております。また2008（平成20）年9月には2回目となる人権問題市民意識調査を実施しております、今回は11年ぶりに3回目の市民意識調査の実施となります。

調査の目的は、同和問題を初めとする人権問題の解決に向けて市民の人権問題に関する意識の現状を調査し、本市の人権教育・啓発施策の効果的な取り組みをしていくための基礎資料とするものであります。

また、この調査結果をこれまでに実施した市民意識調査の結果と比較することにより、市民の意識の変化を把握すること、県の実施した県民意識調査の結果との比較、さらには調査票の設問や用語の解説を通じ、調査対象となりました市民の皆様の人権に対する理解を深めていただけるのではないかと、そのような効果もあると考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。ありがとうございます。

続けて伺います。今、答弁いただきました市民の意識調査が人権問題の解決に向けての取り組み、そして人権教育、啓発施策として基礎資料となるとのことですが、いつ調査を実施するのか、また調査項目、内容、対象者の数、性別、年齢、地域的なものはあるのかといったことや調査した結果を踏まえて人権を尊重する社会づくり行動計画をつくと承知していますが、その行動計画はいつごろ見直しし、つくられ、どのように反映されるのか、じんけん課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

調査の実施についてであります。既に9月2日月曜日に郵送により調査対象者となった市民の皆様には調査票を配布してございまして、今月の9月30日月曜日までに御返送していただくようお願いをしております。きょう9月17日までに457名の方から御回答をいただいております。

調査項目につきましては、まず人権全般、同和問題（部落差別の問題）、女性、子供、高齢者、障害者、外国人・ヘイトスピーチ、エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、人権啓発・人権教育・人権尊重の社会の実現、属性（性別や年齢など）についてであります。以上13項目（設問数43問）と自由回答欄となっております。

対象者数につきましては、8月1日現在の本市の住民基本台帳から18歳以上の方2,000人の市民の皆様を無作為に選ばせていただいております。

調査対象者であります。下ノ加江地区、清水地区（市街地と半島を含みます）、三崎地区、下川口地区の4地区ごとの人口構成比、5歳刻みでの年齢構成比、男女構成比を基本ベースとして抽出しております。

次に、行動計画はいろいろ見直し、つくられるのか、とのことではあります。今後についてあります。今回の市民意識調査内容等の検討に当たりましては副市長を本部長に全管理職を委員として、本部長を含め25名とする土佐清水市人権・同和行政推進本部と土佐清水市社会福祉協議会の中澤会長を委員長に、有識者8名と行政職員7名の計15名の委員からなる土佐清水市人権を尊重する社会づくり協議会の双方により協議検討の上、作成していただきましたが、今後におきましても人権問題市民意識調査報告書の作成や人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しについても引き続き協議検討をお願いするようにしております。

まずは市民意識調査の集計・分析等に取りかかりたいと考えております。調査報告書、もしくはその案としてまとめられるのは、恐らく今年度いっぱいかかるのではないかと考えておりますので、調査報告書が作成できましたら人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しに取りかかりたいと考えております。

行動計画の内容につきましては、市民意識調査の結果をもととしまして各人権課題ごとに現状と課題を明らかにし、今後の取り組みや具体的な施策などについて協議検討していくことと考えております。県や他市町村の行動計画等も十分参考にしながら作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

最後になります。最後ですが日本の歴史でですね、汚れという言葉が人を差別する言葉として使われてきたことを知識として知っています。それは迷信だと思っています。

しかし、きょうは大安だとか仏滅、友引などを使っている六曜もまた縁起がよいだの悪いだのと生活の中に取り込み、冠婚葬祭の日などを選ぶのに無意識に使っているのです。昔から伝わっている風俗、風習、習慣としてさまざまな事情から便宜上使われています。難しい問題だと感じています。

私自身、最近ですが人権教育研究大会に出席してみて、ネット社会での差別が横行し、増殖、悪用されている現実を目の当たりにして衝撃を受けました。これはどうなっているんだと思いました。そのことで教育・学習を通して人権について自身が理解を深め、1人でも多くの人に啓発をしなければならないと思いました。それが人権を尊重する社会づくりの行動だと理解しています。

部落差別を初め、障害者差別、性差別、元ハンセン病患者への差別、民族差別、さまざまな形で差別はあります。そして親が子供を虐待し、死なせるという嘆かわしい事件には心が痛みます。人を人として見ていない差別です。最大の人権侵害ではないかと思っています。

最後の最後ですが、あらゆる差別を克服して差別のない明るい社会を築くという目標に向かって、ともに生きる社会の構築のため、さまざまな制度や文化の見直しに取り組んでいく機会があれば、よりいいなと感じています。ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明9月18日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時45分 延 会